

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 23 年 10 月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適応するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告をすることができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、民間給与の実態調査を行うなど、平成23年の職員の給与等に関する種々の調査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与改定について勧告したものです。



島人委第209号
平成23年10月24日

島根県議会議長 洲 浜 繁 達 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛 様

島根県人事委員会委員長

中 村 寿 夫

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別添のとおり報告し、併せて給与の改定について勧告します。

目 次

第 1 章	職員の給与等に関する報告	1
1	職員給与等の状況について	1
2	民間給与等の状況について	4
3	物価及び生計費について	6
4	都道府県職員の給与について	6
5	職員給与と民間給与との比較	7
6	人事院勧告等の概要	8
7	むすび	14
第 2 章	職員の給与に関する勧告	23
(給与等に関する参考資料)		
1	職員給与実態調査の概要	参考-1
2	民間給与実態調査の概要	参考-26
3	生計費及び労働経済関係	参考-40
4	人事管理関係	参考-44

第1章 職員の給与等に関する報告

第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成23年4月現在の島根県職員に係る給与並びに県内の民間事業所の従業員の給与の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきたが、その結果の概要は次のとおりである。

なお、職員の給与については、職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号。以下「特例条例」という。）により減額して支給されている^(注)ことから、このような状況も踏まえて報告を行うものである。

(注) 本県においては、県財政の健全化へ向けた取組として特例条例が制定され、平成15年4月以降、職員の給料、諸手当（管理職手当及び給料を算定基礎とする諸手当（退職手当を除く））が減額して支給されている。当該条例は数次の改正（減額率の改定、減額期間の延長等）を経て、減額期間の終期は平成23年度末となっている。

○減額率

- ・部次長級10%（管理職手当は25%）
- ・課長級 8%（管理職手当は20%）
- ・その他 6%（若年層の諸手当連動は3%）

職員給与実態調査の調査人員

全県職員	調査対象職員	調査対象外職員	
		休職者 再任用職員等	企業局職員 病院局職員 技能労務職員
14,110人	12,551人	266人	1,293人

民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち 行政職 相当職種
			3,173人
4,499人	153人	4,346人	3,173人

1 職員給与等の状況について

(1) 職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、教育職など9種類の給料表が適用されており、その構成比をみると、中学校及び小学校教育職が38.1%と最も高く、以下行政職29.8%、高等学校等教育職16.4%、公安職11.7%等の順となっている。

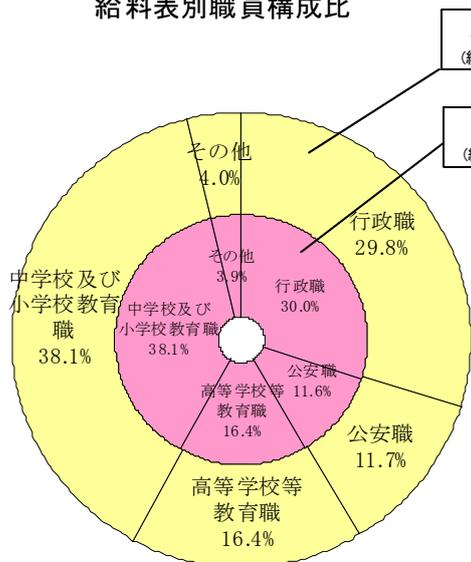
また、職員の平均年齢は44.1歳、平均経験年数は21.9年となっており、このうち行政職の職員についてみると、平均年齢は44.2歳（昨年44.3歳）、平均経験年数は22.6年（同22.7年）となっている。（参考資料第1表）

給料表別職員数等

給料表	区分	職員数（構成比）		平均年齢		平均経験年数	
		平成23年 人	平成22年 人	平成23年 歳	平成22年 歳	平成23年 年	平成22年 年
行政職		3,743 (29.8%)	3,782 (30.0%)	44.2	44.3	22.6	22.7
公安職		1,465 (11.7%)	1,458 (11.6%)	39.8	40.0	18.8	19.0
海事職		45 (0.4%)	46 (0.4%)	42.0	41.8	21.8	21.8
研究職		249 (2.0%)	245 (1.9%)	42.5	42.8	19.4	19.8
医療職（1）		40 (0.3%)	38 (0.3%)	43.9	42.9	18.3	17.2
医療職（2）		103 (0.8%)	100 (0.8%)	42.9	44.6	19.5	21.4
医療職（3）		67 (0.5%)	64 (0.5%)	42.5	43.4	20.1	20.9
高等学校等教育職		2,055 (16.4%)	2,068 (16.4%)	44.1	43.8	21.4	21.1
中学校及び小学校教育職		4,784 (38.1%)	4,802 (38.1%)	45.5	45.2	22.8	22.5
合計		12,551 (100.0%)	12,603 (100.0%)	44.1	44.0	21.9	21.9

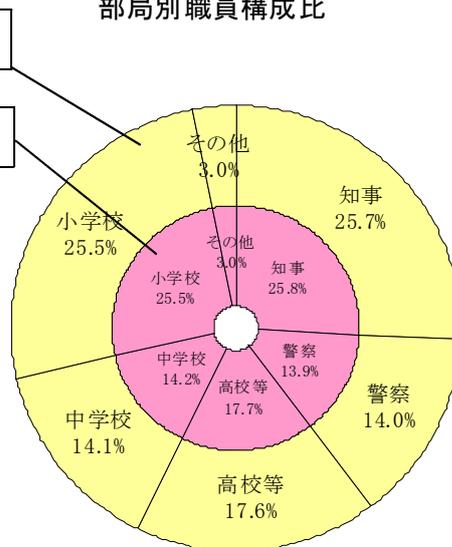
（注）構成比については、小数点以下第1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



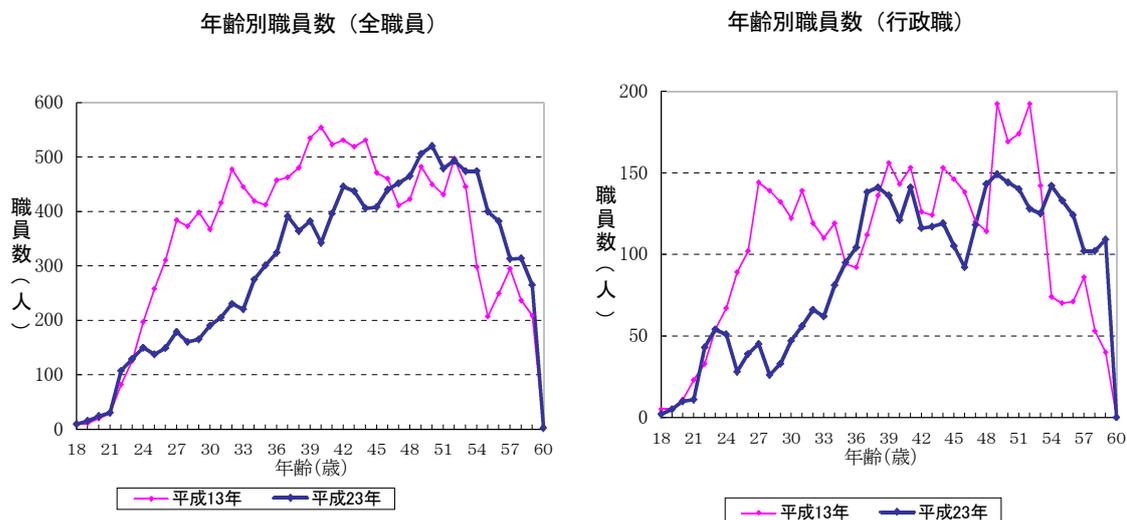
（参考資料第1表）

部局別職員構成比



（参考資料第2表）

年齢別の職員数を10年前と比較してみると、近年の採用者数の抑制を受けて職員数が減少する中、平均年齢は全職員で2.8歳、行政職では3.1歳上昇している。
(参考資料第4表)



(2) 職員の給与

平成23年4月分の職員の平均給与月額、特例条例による減額措置前（以下「減額措置前」という。）では398,578円で、昨年（平成22年）に比べ2,794円減少（ $\Delta 0.7\%$ ）しており、特例条例による減額措置後（以下「減額措置後」という。）では373,758円で2,645円の減少（ $\Delta 0.7\%$ ）となっている。職員の平均年齢が昨年に比べ高くなっているにもかかわらず、平均給与月額が減少しているのは、平成18年4月の給料表の切替に伴う経過措置額^(注)が減少していることによる。

また、行政職の職員の平均給与月額は、減額措置前では374,897円で、昨年（平成22年）に比べ3,448円減少（ $\Delta 0.9\%$ ）しており、減額措置後では350,764円で3,339円の減少（ $\Delta 0.9\%$ ）となっている。
(参考資料第7表)

(注) 経過措置額

現に受ける給料月額が、平成18年3月31日に受けていた給料月額（昨年及び一昨年の引下げ改定を受けた職員等にあつては、当該給料月額に減額率を乗じた額。以下「切替前給料月額」という。）に達しない職員に対して支給される、その者の受ける給料月額と切替前給料月額との差額に相当する額

職員の平均給与月額の状態

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年
給 料	円 370,318	円 372,591	円 346,410	円 349,521
管 理 職 手 当	6,342	6,350	8,209	7,938
扶 養 手 当	11,176	11,444	12,318	12,796
地 域 手 当	441	432	600	604
住 居 手 当	3,500	3,549	2,266	2,231
特 地 勤 務 手 当	4,431	4,610	3,231	3,351
そ の 他	2,370	2,396	1,863	1,904
合 計	398,578 (373,758)	401,372 (376,403)	374,897 (350,764)	378,345 (354,103)

- (注) 1 合計の欄の()は減額措置後の額である。
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 4 その他は、初任給調整手当等である。

2 民間給与等の状況について

本年6月から8月^(注1)にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内226の民間事業所のうちから層化無作為抽出法^(注2)により抽出した124事業所を対象に「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち117事業所の調査を完了した。

(参考資料第19表)

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、94.4%と引き続き極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,301人及び研究員、医師等職種1,198人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間事業所における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(注1) 例年、民間給与実態調査は5月から6月にかけて実施しているが、3月11日に発生した東日本大震災の影響により本年は6月から8月にかけて調査を実施した。

(注2) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

(1) 本年の給与改定等の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は21.4%（昨年16.7%）と昨年に比べて増加しており、ベースアップを中止した事業所の割合は29.6%（同33.8%）と減少している。一方、ベースダウンを実施した事業所については、昨年同様本年も該当がなかった。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は82.0%（昨年82.8%）となっている。昇給額が昨年に比べ変化なしとした事業所の割合が42.1%（昨年33.1%）と増加した一方、増額となっている事業所の割合は35.7%（同38.7%）、減額となっている事業所の割合についても4.2%（同11.0%）とともに減少している。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	21.4 (16.7)	29.6 (33.8)	0.0 (0.0)	49.0 (49.5)
課長級	18.2 (14.8)	29.8 (29.7)	0.0 (1.4)	52.0 (54.1)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 () 内の数字は、平成22年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	83.8 (84.2)	82.0 (82.8)	35.7 (38.7)	4.2 (11.0)	42.1 (33.1)	1.8 (1.4)	16.2 (15.8)
課長級	100.0 (81.1)	96.6 (78.8)	39.9 (34.9)	6.6 (10.9)	50.1 (33.0)	3.4 (2.3)	0.0 (18.9)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 () 内の数字は、平成22年の割合である。

(2) 雇用調整の実施状況

平成23年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は24.1%と昨年（43.1%）に比べて減少している。

民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項目	採用の 停止 ・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整 理・部門 間配転	委託・非 正規社員 へ転換	残業の 規制	一時帰休 ・休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	計
実施 事業所 割合	6.4 (21.9)	7.5 (1.5)	4.4 (4.5)	0.7 (1.8)	4.1 (4.4)	0.7 (1.5)	6.4 (16.7)	10.9 (16.7)	0.0 (0.0)	6.1 (10.0)	24.1 (43.1)

(注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。

2 () 内の数字は、平成22年の割合である。

3 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では0.4%増加しているが、松江市では△0.1%と減少している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ173,140円、201,980円及び230,820円となっている。

(参考資料第30表、第31表)

4 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成22年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、98.8であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり93.2となっており、全国でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成22年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	6
100以上102未満	16
98以上100未満	10
96以上 98未満	7
94以上 96未満	2
94未満	6
都道府県平均指数	98.8
島根県	93.2

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

5 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。（参考資料第20表）

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与370,429円に対して職員給与は減額措置前では377,808円であり、7,379円（1.95%）上回っているが、減額措置後では353,478円であり、逆に16,951円（4.80%）下回っている。（参考資料第16表）

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較 差
			A-B (A-B)/B×100
370,429円	減額措置前	377,808円	△ 7,379円 (△1.95%)
	減額措置後	353,478円	16,951円 (4.80%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額3.68月分に相当していた。これは、昨年(3.61月分)より増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.85月)を0.17月分下回っている。（参考資料第27表）

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数(3.62月分)と比べると、民間事業所の特別給の支給割合が0.06月分

上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差 (A-B)
3. 68月分	3. 85月分 (3. 62月分)	△0. 17月分 (0. 06月分)

(注) () 内は、期末・勤勉手当の支給月数 (3. 85月) から、特例条例の減額率 (3～10%) 分に相当する月数を減じた場合の月数である。

6 人事院勧告等の概要

人事院は、本年9月30日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告するとともに定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったが、その概要は次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給は引下げ改定、ボーナスは改定見送り ～ 平均年間給与は△1.5万円 (△0.23%)

- ① 東日本大震災のため民間給与実態調査は2か月遅れで、岩手県、宮城県及び福島県を除く44都道府県で実施
 - ・ 月例給については、地域手当の級地区分を単位とした官民比較を行っているため、東北3県の影響は限定的
 - ・ 期末・勤勉手当(ボーナス)は、岩手県、宮城県、及び福島県について調査していない中で、国家公務員の特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り
- ② 国家公務員給与が民間を上回るマイナス較差 (△0.23%) を解消するため、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定
- ③ 給与構造改革における経過措置額は、平成24年度は2分の1 (上限1万円) を減額し、平成25年4月1日に廃止。(これにより生ずる原資を用い、若年・中堅層を中心に、給与構造改革実施のために抑制されてきた昇給を回復)

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民

間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約10,500民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査（完了率90.5%）

（東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所を除き調査を実施）

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査（ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○ 月例給の較差 $\Delta 899$ 円 $\Delta 0.23\%$

〔行政職俸給表(一)・・・現行給与397,723円 平均年齢42.3歳〕

〔俸給 $\Delta 816$ 円 はね返り分(注) $\Delta 83$ 円〕

(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

<ボーナス> 民間の事業所ごとの過去1年間における特別給の支給人員及び支給総額を全国集計し、それを基に支給割合（月数）を算出

○ 期末・勤勉手当（現行3.95月）の改定見送り

本年の調査結果によると、東北3県を除いた民間の支給割合は3.99月（3.987月）であるが、過去3年分について東北3県を除いて集計すると0.004月～0.007月分高くなること、東北3県の今夏の特別給の状況は厳しいとみられることから、特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り

2 給与改定の内容と考え方

<月例給> 民間給与との較差（マイナス）を解消するため、俸給表の引下げ改定

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一) 民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ（50歳台が在職する号俸：最大 $\Delta 0.5\%$ 、40歳台後半層が在職する号俸： $\Delta 0.4\%$ 、40歳台前半層が在職する号俸で収れん）

② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率を踏まえた引下げ改定（ $\Delta 0.5\%$ ）

③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表(一)等は除外）

※給与構造改革における経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

(2) その他の手当

○ 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

（35,100円→34,900円）

〔実施時期等〕 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（ $\Delta 0.37\%$ ）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月

期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）行政職俸給表（一）適用職員全体に係る民間給与との較差の総額を、減額調整の対象となる同表適用職員で均等に負担する場合の率

Ⅲ 給与制度の改定等

○ 経過措置額の廃止等

- ・ 給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額（減額の上限1万円）して支給し、平成25年4月1日に廃止
- ・ 経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復。平成24年4月に、36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員を最大1号俸、平成25年4月に、人事院規則で定める年齢に満たない職員を最大1号俸上位に調整

○ 今後の取組

- ・ 50歳台の官民の給与差が生じている背景には官民の昇進管理等の違いがあるものの、定年延長も見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しを検討
- ・ 民間における産業構造・組織形態の変化等への対応として民間給与実態調査の対象産業の拡大等を検討
- ・ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については、政府における職の整備の取組を待って対応

○ その他

- ・ 本年は、東北3県の民間給与実態調査を実施していないため、北海道・東北地域の較差を用いた地域間給与配分の検証を行っていない。来年度以降、全国のデータを基に、最終的な検証

Ⅳ 国家公務員の給与減額支給措置に対する本院の考え方

本年6月に内閣から国会に提出された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」について、現行の給与改定のしくみとの関係、法案提出過程における職員の合意、給与減額支給措置の期間等の観点から本院の考え方を述べ、国会で審議を尽くしていただきたい旨言及

国家公務員制度改革に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革の前提となる基本認識

国家公務員制度改革は、民間と異なる国家行政や国家公務員の労使関係の特徴を関係者の共通認識としつつ、議論を尽くし、国民の十分な理解と納得を得て進めるべきことを指摘

1 国家行政の特徴と国家公務員の在り方

- ① 具体的な行政組織、行政の果たすべき任務等は、法律や予算に基づき、国会の民主的コントロールの下に置かれていること
- ② 大臣等と国家公務員との関係は、いわば車の両輪ともいえる関係にあり、適切な役割分担と連携が求められること

2 国家公務員の労使関係の特徴

- (1) 大臣等の使用者としての権能は国会の民主的コントロールを受ける
勤務条件法定主義、財政民主主義の原則により国会の民主的コントロールを受け、国家公務員の給与等勤務条件は直接の使用者である内閣総理大臣や各省大臣等の決定だけでは完結しないという構造的な特徴が存在
- (2) 国家公務員には国民全体の奉仕者としての職務遂行が求められる
国家公務員は、国民全体の奉仕者として、大臣等と一体となり全力で国民のために職務を遂行することが求められること
- (3) 公務における勤務条件決定には利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しない

公務における勤務条件決定では、民間企業の賃金決定における利潤の分配といった枠組みが当てはまらず、また、基本的には倒産などの市場の抑制力という内在的制約が欠如

II 国家公務員制度改革関連法案に関する論点

1 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、更に次の措置が必要

(1) 採用試験及び研修の公正な実施の確保

採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。また、職員の研修についても、公正な計画・実施のための措置が重要

(2) 幹部職員人事の公正確保

幹部職員の適格性審査に人事公正委員会が適切・実効的に関与することが重要。また、幹部職間の転任には、適正の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

2 協約締結権付与に関する論点

改めて労働基本権制約の見直しに関する基本的な論点を整理

(1) 協約締結権付与の必要性と国民の利害・得失の明確化

現行制度の問題や国民にとっての具体的利害・得失等が明らかにされる必要

(2) 勤務条件に対する民主的コントロールと当事者能力の確保

勤務条件についての国会の民主的コントロールという憲法上の要請と、内閣の使用者としての当事者能力の確保との間の整合性をどう図るのか適切な制度設計を行う必要

(3) 複数の労働組合との交渉を通じた勤務条件の決定等

一部の組合に対する仲裁裁定と他の組合との協約の関係を整理する必要。また、非組合員の勤務条件をどう決定するのか整理する必要

(4) 具体的な労使交渉の在り方

予算の事前調整・民間の給与実態の把握、配分交渉の方法、各府省における労使交渉の体制整備について詰める必要

(5) 仲裁裁定の実効性の確保

法案では仲裁裁定は内閣に対する努力義務とされているが、その実施は最大限確保される必要

(6) 引き続き労働基本法が制約される職員の代償措置

警察職員等の労働基本権制約に対する代償措置の確保が必要

III 国家公務員制度改革基本法に定める課題等についての取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力・実績に基づく人事管理の推進のため、採用試験の再編、体系的人材育成、ポスト在任期間の確保、競争的かつ公正な選抜手続の整備等に取組。人事評価制度の適切な運用を支援

2 職員の勤務環境の整備

男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し。超過勤務縮減のための政府全体としての取組や東日本大震災の惨事ストレス対応を含めた心の健康づくり対策を推進

定年を段階的に65歳に引上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理の徹底、当面役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入や節目節目での意向聴取等を通じ、60歳超の多様な働き方を実現

1 検討の背景

- ・ 公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは無収入となる期間が発生。雇用と年金の接続は官民共通の課題
- ・ 既に民間企業では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳までの雇用確保措置を義務づけ
- ・ 公務についても、国家公務員制度改革基本法第10条に、雇用と年金の接続の重要性に留意して定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討することと規定
- ・ 人事院として、平成19年から「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）を開催。平成21年7月の最終報告を踏まえ、制度と運用の見直し方策を検討

2 段階的な定年の引上げの必要性

- ・ 民間企業における60歳定年到達者の再雇用の運用状況をみると、非管理職層を中心に、多くの者が実際に継続雇用され、また、定年前の仕事内容を継続する形が多くなっている
- ・ 政策の立案や行政事務の執行等の業務が主体である公務における再任用は、定年前より職責が低い係長・主任級の短時間勤務のポストで、補完的な職務に従事させることが一般的。今後、再任用希望者の大幅な増加が見込まれ、こうした再任用では、希望者全員を65歳まで雇用する仕組みとして十分機能することは困難
- ・ 定年の引上げにより対応する場合、雇用と年金の接続が確実に図られるほか、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、また、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能
- ・ 民間企業での取組に留意し、60歳以降の給与の抑制、組織活力維持のための方策等を講じながら段階的に定年を引き上げることで、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくことが適当

3 段階的な定年の引上げのための具体的措置

(1) 段階的な定年の引上げ

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成37年度に65歳定年とする
- ・ 段階的な定年の引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間について、再任用制度の活用拡大を通じて65歳までの雇用を確保
- ・ 60歳以降の働き方等についての人事当局による意向聴取を通じ、多様な働き方を実現

(2) 60歳を超える職員の給与制度の設計—年間給与は60歳前の70%

- ・ 国家公務員給与は社会一般の情勢に適應するように変更することとされ、また、俸給は職務と責任に応じて職務の級が設定され、同一の職務の級の中でも一定の幅をもって水準が設定
- ・ 定年の引上げに当たり、60歳前後で同じ職務を行う場合であっても、同一の職務の級を適用した上で、各職務の級における所定の俸給の幅も考慮しつつ、60歳台前半層の民間企業従業員の年間所得等を踏まえて60歳前より低い水準に設定することは、職務給の考え方とも整合
- ・ 60歳台前半層の民間企業従業員（製造業（管理・事務・技術））の年

間所得（給与、在職老齢年金、高年齢雇用継続基本給付金）が60歳前の年間給与の約70%（企業規模100人以上 535万/787万円=68.0%、同10人以上 509万円/719万円=70.8%）であることを踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳に達した日の属する年度から、60歳前の70%に設定

- ・ 具体的には、俸給月額の水準を一定程度確保（60歳前の73%）することとし、その分ボーナス（特別給）の年間支給月数を60歳前の職員に比べて引下げ（年間3.00月分）
- ・ 60歳を超える職員は昇給しない。諸手当は基本的に60歳前と同様の手当を支給
- ・ 医療職（一）等は、60歳以降も現在と同様の給与制度を適用
- ・ 60歳を超えた特例定年が適用されている職員（行政職（二）労務職員等）の給与も引き下げるが、これまで60歳超の定年に達するまで、給与の引下げがなかったことを考慮し、一定の経過措置
- ・ 定年の引上げを行っても、総人員及び級別の人員を増加させないことを前提とすれば、総給与費は減少

(3) 組織活力の維持のための方策

① 役職定年制の導入

- ・ 管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるまでの間の当分の間の措置として、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が現行の定年である60歳に達した場合に他の官職に異動させることとする役職定年制を導入
- ・ 60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に異動。特別な事情がある場合、例外的に引き続き官職に留まれるよう措置
- ・ 役職定年により異動した職員の俸給は、役職定年による異動前に受けていた号俸の俸給月額の73%とする。ただし、その額は異動後にその者が属する職務の級の最高号俸を超えないものとする

② 短時間勤務制の導入

60歳を超える職員の多様な働き方を実現するため、短時間勤務を希望する職員を短時間勤務ポストに異動させることを可能とし、これにより若年・中堅層の採用・昇進機会を確保

③ 能力・実績に基づく人事管理の徹底と職員のキャリア支援

- ・ 職員の能力・業績の的確な把握、短時間で頻繁に異動させる人事運用の見直し、年次的な昇進管理の打破等、能力・実績に基づく人事管理を徹底。また、職員の専門性を強化
 - ・ 節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向を聴取し、職員的能力を伸ばし多様な経験を付与する機会を拡充する措置を講ずる必要
 - ・ 各府省の行政運営の実情に応じ、スタッフ職が政策立案に必要な役割を果たし得るような行政事務の執行体制を構築
- ※ 上記の施策は、平成25年度以降の段階的な定年の引上げ期間中の制度の運用状況や民間企業の動向も踏まえつつ、諸制度及び人事管理の運用を随時見直していく必要。役職定年制については、人事管理の見直しの状況等を踏まえて、必要な検討を行う

4 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ 公務内外で職員の能力・経験を活用する観点から、専門スタッフ職等の整備、人事交流機会の拡充を図るとともに、自発的な早期退職を支援する退職手当上の措置、定年引上げ期間中も安定的な新規採用を可能とするための定員上の経過措置等を講ずることについて、政府全体での検討が必要
- ・ 加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職務に従事する職員の定年の引上げに関し、その職務の特殊性を踏まえた条件整備や所要の措置の検討が必要

7 むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(1) 本県職員の給与水準のあり方

国は、平成18年度から、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換を図るとともに、地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し等を目指し、給与構造改革を実施し、民間給与水準が最も低い地域に合わせて、俸給表水準の平均約4.8%の引下げを行った。

本県においても国の給与構造改革に準じて給与制度の見直しを行ったところであり、平成18年度以降、この見直しによる給料月額引下げ及び経過措置額の減少等により、職員給与は下がってきている。しかしながら、その後の厳しい経済情勢等により、県内の民間給与も下がっているため、職員給与は、民間給与を上回った状況が続き、公民較差は縮小しているものの、較差解消には至っていない状況にある。

また、本県では平成15年度以降、特例条例による給与の減額措置が実施されており、減額措置後における職員給与が民間給与を下回っている状況を踏まえ、月例給については国に準拠した勧告を行い、特別給については国等の改定状況を踏まえつつ、地域の民間事業所における支給割合も考慮して、本県独自の支給月数を勧告してきた。

一方で、昨今の地方公務員の給与については、「制度」・「構造」については国に準じ、「水準」については県民へのさらなる理解・信頼を深め、納得を得られるという観点から、地域民間給与水準を反映させることが求められており、他の都道府県においても、多くの団体が地域民間水準を反映させた給与改定を勧告している。

さらに、現在、本県で行われている特例条例による給与の減額措置が平成24

年3月に期限を迎えることとなっている。

本委員会は上記の状況を踏まえ、職員の給与水準については県内民間給与水準との均衡、「制度」・「構造」については国に準拠することを基本とした勧告を行う必要がある。

(2) 月例給について

本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、減額措置前の職員給与が民間給与を1.95%上回っていることから、以下のとおり月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年9月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、さらに一律1.63%の引下げ改定を行うこととする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の給料月額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、医師の人材を確保する観点から、上記の給料表の引下げ改定は行わないこととする。

なお、昨年本委員会が勧告したものの実施されていない50歳台後半層の職員を対象とした給与の抑制措置についても、昨年の本委員会の勧告と同様の措置を講ずる必要がある。

月例給の引下げ改定については、平成24年3月までが特例条例による給与の減額措置期間であり、この間は減額措置後で職員給与が民間給与を下回っていることを勘案し、平成24年4月から実施することとする。

(3) 期末手当・勤勉手当について

前記のとおり、民間事業所の特別給の支給割合(3.68月分)は昨年(3.61月分)と比べて0.07月分増加しているが、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数(3.85月)は、民間事業所の特別給の支給割合を0.17月分上回っている。

一方、特例条例による減額措置により実際に支給されている期末手当・勤勉手当の支給相当月数（3.62月分）で比較した場合は、民間の特別給の支給割合が0.06月分上回っていることが認められた。

本委員会は、特別給についても月例給同様、県内民間給与水準を反映した勧告が適当であると判断し、期末手当・勤勉手当の支給月数については、0.15月分引き下げ3.7月分とし、6月期の期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分及び0.025月分引き下げ、12月期の期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分及び0.025月分引き下げることとする。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることとする。

期末手当・勤勉手当の支給月数の引下げについては、平成24年3月までが、特例条例による給与の減額措置期間であり、この間は、職員に実際に支給されている期末手当・勤勉手当の支給相当月数（3.62月分）が民間の特別給を下回っていることを勘案し、平成24年4月から実施することとする。

（４）経過措置額の廃止について

国においては、高齢層における官民の給与差について依然として公務が民間を相当程度上回っていること等から、高齢層職員の給与水準の是正を図るため、給与構造改革における経過措置額について平成24年度から2年かけて当該経過措置額を廃止し、その制度改正原資を用いて若手・中堅層を中心に給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復することとしている。経過措置額の廃止について、平成24年度については、経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額して支給し、平成25年4月1日に経過措置額を廃止することとしている。ただし、平成24年度については、激変を緩和する観点から減額する額に上限(10,000円)を設けることとしている。

本県においても、平成18年度以降、国の給与構造改革に準じて給与制度の見直しを行ったことから、今回の人事院勧告に準じて経過措置額を廃止することとする。なお、平成24年度の経過措置額の算定に当たって、その算定の基礎となる額は、平成18年3月31日において受けていた給料月額に、本県の給料表改

定率等を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。

(5) 人事管理上の課題について

ア 人材の確保・育成

厳しい経済雇用情勢の中で、多様化・高度化する行政課題に対応した質の高い行政運営を進めるためには、多様な有為の人材の確保が必要不可欠である。

このため、平成22年度に受験年齢要件等の緩和や人物評価をより重視する採用試験制度への見直しを行った結果、多様な有為の人材の確保に一定の効果があった。引き続き、見直しの効果を検証するとともに、国や他県における採用試験制度の見直しの動向等も見据え、採用試験制度の改善に努め、時代の要請に応えられる優秀な人材の確保に取り組むことにしている。

一方、採用試験の受験者数は、受験年齢人口の減少等により減少傾向にあり、人材を確保する上で厳しい状況にある。

本委員会としては、これまでも、受験者確保のための情報発信に努めてきたが、今後、任命権者の協力を得ながら、大学等での職員採用ガイダンスの開催等により県の仕事の魅力等を効果的に情報発信し、幅広く受験者の確保に取り組んでいく。

また、大幅な人員削減への取組みが行われている状況にあっては、限られた人材を最大限に活用する必要があり、これまで以上に職員一人ひとりの意識改革と資質向上を図ることが必要である。

任命権者においては、引き続き「島根県人材育成基本方針」に基づき、計画的かつ段階的に多様な研修を行うとともに、職員の自己啓発の取組への支援等を一層進めていく必要がある。

イ 能力・実績に基づく人事管理

複雑・高度化した行政課題に的確に対応し、県民の負託に応えていくためには、組織の活性化と公務能率の向上を図ることが重要であり、年功的な昇進管理にとらわれることなく能力と実績に基づく人事管理を行うことが必要

である。

国においては、国家公務員の定年引上げを検討される中で、組織活力を維持するために、より能力や実績に基づいた人事管理の必要性が指摘されている。

本委員会としても、これまで、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映する実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

しかしながら、本県では、平成21年10月から人事評価制度が本格実施されているが、管理職以外の一般行政職員及び教育職員については、処遇に反映する仕組みになっていない。

今後、任命権者においては、評価結果の処遇反映の拡大に向けて取組を進めていく必要がある。

ウ 女性職員の登用

男女共同参画社会の実現の観点のもとより、多様化する県民ニーズへの幅広い対応の観点からも、女性職員の果たす役割はますます重要となっている。

本県では、これまでも、女性職員が多様な経験を積めるように職域を拡大するなど、計画的な人材育成に取り組んできており、本年度における管理職に占める女性職員の割合は5.4%と年々向上している。本年5月に策定された第2次島根県男女共同参画計画において、政策・方針決定過程への女性の参画推進が掲げられたことも踏まえ、引き続き積極的に取り組む必要がある。

エ ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は重要な課題であり、本年5月に策定された本県の第2次男女共同参画計画にも重点目標の1つとして新たに盛り込まれたところである。誰もが仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発などの様々な活動を自らが希望するバランスで行い、健康で

豊かな生活が実現できる環境整備に努めなければならない。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには職員の仕事と育児・介護の両立に向けた支援は大きな課題である。本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度が整備・充実されてきたが、昨年6月には、育児休業制度の拡充、子の看護休暇の取得日数の拡充、短期の介護休暇の新設等が行われた。

また、任命権者は、昨年3月に策定された「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画において、平成26年度の男性職員の育児休業等取得率^(注)の数値目標を50%と設定して取得率向上に取り組んだところ、平成22年度の取得率は、知事部局で27%、教育委員会で18%などであった。

取得率向上のためには、管理監督者が仕事と生活の調和を実現することの必要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に引き続き努めるとともに、職場全体としても育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

本年、人事院は、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、現行制度では、育児休業の期間が1か月以下の場合には休業期間に比して大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、支給割合を減じないよう措置することに言及した。

本県においても、国に準じた措置を講じていく必要がある。

(注) 育児休業等取得率は、育児休業（育児短時間勤務及び部分休業を含む。）、育児時間休暇及び男性の育児参加のための休暇を、各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

オ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及び公務能率の確保、さらには、ワーク・ライフ・バランスを推進していくためにも非常に重要な課題である。

一人当たりの時間外勤務は、平成21年度、平成22年度連続で増加した。平成21年度から22年度にかけて、緊急経済対策、新型インフルエンザ、鳥イン

フルエンザの発生への対応等突発的な要因はあるものの、時間外勤務が心身の健康の保持に悪影響を与え、また、ワーク・ライフ・バランスの推進を阻害することを考えると、その縮減は喫緊の課題である。

任命権者も時間外勤務の縮減を重要な課題と位置付け、縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等に継続的に取り組んでいる。

時間外勤務の縮減を実現するためには、管理監督者による、在庁時間、業務負荷の実態、休暇取得の状況等の適切な把握とともに、効率的な業務運営にも積極的に取り組むことが重要であり、職員一人ひとりも効率的な業務遂行等に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向かって業務に取り組む必要がある。

また、教育職員については、部活動の指導、補習授業の実施等による勤務時間外の長時間従事者が増加している。従来から校務・業務の効率化、長時間労働者の把握等の取組が行われているが、今後一層その徹底を図る必要がある。

カ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供するために、また、職員個人や家族の充実した生活を確保するために、極めて重要な課題であり、本委員会としても、これまで、その必要性に言及してきたところである。

任命権者は、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組みを継続的に行っている。

しかし、本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とするものは、近年減少傾向にあったものの、昨年度は増加に転じている。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努めることが重要である。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、より実効

性のある対策に取り組む必要がある。

キ 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の連携を図ることは喫緊の課題となっている。

人事院は、本年9月30日に国家公務員に係る立法措置について、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、定年を65歳まで引き上げることが適当である旨の意見の申出を行ったところである。

公的年金の支給開始年齢の引上げへの対応は本県職員においても当面する課題であり、本県としては、この意見の申出や地方公務員についての今後の国の動向を踏まえ、高齢期の雇用に伴う具体的な課題について更に検討を進める必要がある。

ク 公務員制度改革（公務員の労働基本権）

国においては、本年6月に自律的労使関係制度の措置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置などを内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を始めとする国家公務員制度改革関連4法案が国会へ提出された。

また、地方公務員の労働基本権についても、国家公務員制度改革基本法に「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する。」とされている。

このような労働基本権の在り方の見直しは、地方公務員制度の基本的な枠組みに大きな影響を与えるものであり、人事行政の公正の確保や労働基本権制約の代償機関としての人事委員会の役割の根幹に関わることから、今後の国の動向を十分に注視していく必要がある。

（6）勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保し

ようとするものである。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

本委員会は、現在行われている特例条例による給与の減額措置が平成24年3月に期限を迎えることを機に、職員給与について県内民間給与水準を反映させることとした。この勧告に基づいた給与改定を実施することが、本来あるべき職員の給与水準を確保し、職員の努力等にも報いるものであると確信している。

また、このことにより、職員給与について、県民からの理解・信頼を深め、納得が得られるものと考えている。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう強く要請するものである。

第2章 職員の給与に関する勧告

第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 55歳を超える職員（高等学校及び特別支援学校の教育職員並びに市町村立学校の教職員を含む。以下同じ。）の給料月額減額支給等について

ア 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。

イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。農林漁業普及指導手当の支給に当たっても、同様とすること。

ウ アの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の支給に当たっては、ア及びイに準ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5級
公安職給料表	6級
海事職給料表	4級
研究職給料表	3級
医療職給料表(2)	5級
医療職給料表(3)	5級
高等学校等教育職給料表	3級
中学校及び小学校教育職給料表	3級

(3) 期末手当及び勤勉手当について

- ア 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分及び1.3月分(特定管理職員にあっては、それぞれ0.9月分及び1.1月分)、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.65月分ずつ(特定管理職員にあっては、それぞれ0.85月分ずつ)とすること。
- イ 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.7月分(特定管理職員にあっては、それぞれ0.45月分及び0.6月分)とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分及び1.5月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分及び1.5月分とすること。

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）の改正

(1) 経過措置額の廃止について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号。（2）において「平成17年改正職員条例」という。）附則第8項から第10項まで（（2）のウ及びエに掲げる職員にあっては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年島根県条例第64号）による改正前の職員の給与に関する条例附則第8項から第10項まで）、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号。（2）において「平成17年改正県立学校条例」という。）附則第8項から第10項まで及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号。（2）において「平成17年改正市町村立学校条例」という。）附則第7項から第9項までの規定（以下「経過措置」という。）による給料の額については、平成24年4月1日以後、（2）に定める額（1の（2）の適用を受ける職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額とすることとし、平成25年4月1日以後、経過措置による給料は支給しないこととすること。

(2) 経過措置額の基礎となる額

経過措置額の基礎となる額は、次に掲げる職員が平成18年3月31日に受けていた給料月額等にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とその者の受ける給料月額との差額に相当する額とする。

- ア 平成17年改正職員条例附則第8項第1号、平成17年改正県立学校条例附則第8項第1号及び平成17年市町村立学校条例附則第7項第1号に規定する職員 100分の97.55
- イ 平成17年改正職員条例附則第8項第2号、平成17年改正県立学校条例附則第8項第2号及び平成17年改正市町村立学校条例附則第7項第2号に規定する職員 100分の97.72
- ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の100
- エ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項の給料表の適用を受ける職員 100分の98.37
- オ 平成17年改正職員条例附則第9項及び第10項、平成17年改正県立学校条例附則第9項及び第10項、平成17年改正市町村立学校条例附則第8項及び第9項の規定の適用を受ける職員 アからエまでに定める割合にそれぞれ準じた割合

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成24年4月1日から実施すること。

(2) 改定に伴う所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第 1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
再任 用職 員以 外の 職員	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500					
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000					
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700					
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					
86	239,700	294,800	343,200	383,900						
87	240,400	295,100	343,700	384,500						
88	241,100	295,500	344,200	385,100						

89	241,900	295,800	344,600	385,800						
90	242,400	296,200	345,100	386,400						
91	242,900	296,600	345,600	387,000						
92	243,400	297,000	346,100	387,600						
93	243,700	297,100	346,300	388,300						
94		297,500	346,800							
95		297,900	347,300							
96		298,300	347,800							
97		298,500	347,900							
98		298,900	348,400							
99		299,300	348,900							
100		299,700	349,400							
101		299,900	349,700							
102		300,300	350,100							
103		300,700	350,500							
104		301,100	350,900							
105		301,300	351,400							
106		301,600	351,800							
107		302,000	352,200							
108		302,400	352,600							
109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							
111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200								
115		304,600								
116		305,000								
117		305,200								
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								
125		307,800								
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、職員の給与に関する条例附則第4項に規定する職員を除く。
- 2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	

再任職員以外職員

49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100
50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800
51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500
52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200
53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900
54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600
55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300
56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000
57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700
58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300
59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000
60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700
61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400
62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400	
63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000	
64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600	
65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100	
66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700	
67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300	
68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900	
69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600	
70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200	
71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800	
72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400	
73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000	
74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600	
75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200	
76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800	
77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500	
78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500		
79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100		
80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700		
81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200		
82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800		
83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400		
84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000		
85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600		
86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600			
87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200			
88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700			
89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300			
90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900			
91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500			
92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100			
93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700			
94	302,800	327,000	354,000	388,600				
95	304,100	328,400	355,500	389,200				
96	305,400	329,800	357,000	389,800				
97	306,500	331,000	358,400	390,300				
98	307,700	332,300	359,600	390,900				
99	308,900	333,600	360,700	391,500				
100	310,100	334,900	361,900	392,100				
101	311,300	336,300	363,100	392,500				
102	312,400	337,400	364,200	393,100				
103	313,500	338,600	365,400	393,700				
104	314,600	339,800	366,600	394,300				

105	315,400	340,900	367,800	394,600						
106	316,000	342,000	368,400	395,100						
107	316,600	343,100	369,000	395,600						
108	317,300	344,200	369,600	396,100						
109	317,800	345,400	370,300	396,400						
110	318,400	346,400	370,900	396,900						
111	319,000	347,400	371,500	397,400						
112	319,600	348,400	372,100	397,900						
113	320,400	349,300	372,600	398,200						
114	321,100	350,300	373,200	398,700						
115	321,800	351,300	373,800	399,200						
116	322,600	352,300	374,400	399,700						
117	323,200	353,400	374,800	400,100						
118	324,000	354,000	375,400	400,600						
119	324,800	354,600	376,000	401,100						
120	325,600	355,200	376,600	401,600						
121	326,200	355,700	376,700	402,000						
122	326,700	356,200	377,300	402,500						
123	327,200	356,700	377,900	403,000						
124	327,700	357,200	378,500	403,500						
125	328,000	357,700	379,000	403,900						
126		358,200	379,500							
127		358,700	380,000							
128		359,200	380,500							
129		359,600	380,800							
130		360,100	381,300							
131		360,500	381,800							
132		361,000	382,300							
133		361,200	382,600							
134		361,700	383,100							
135		362,200	383,500							
136		362,700	384,000							
137		363,000	384,300							
138		363,400	384,800							
139		363,900	385,300							
140		364,400	385,800							
141		364,700	386,100							
142		365,200								
143		365,700								
144		366,200								
145		366,500								
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 1 この表は、警察官に適用する。

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,000	216,200	260,300	313,100	355,700
	2	139,000	218,300	262,100	315,600	358,200
	3	140,100	220,400	263,900	318,100	360,700
	4	141,100	222,500	265,700	320,600	363,200
	5	142,100	224,500	267,300	323,100	365,600
	6	143,400	226,600	269,300	325,600	368,800
	7	144,700	228,700	271,300	328,100	372,000
	8	146,000	230,800	273,300	330,500	375,200
	9	147,100	233,000	275,200	333,000	378,200
	10	149,100	234,900	278,000	335,500	381,300
	11	151,000	236,800	280,700	338,000	384,400
	12	152,900	238,700	283,300	340,500	387,500
	13	155,000	240,600	286,000	343,000	390,500
	14	157,000	242,500	288,800	345,500	393,300
	15	158,900	244,400	291,600	348,000	396,100
	16	160,800	246,300	294,300	350,500	398,900
	17	162,900	248,200	296,900	353,000	401,800
	18	165,200	250,100	299,500	355,500	403,900
	19	167,500	252,000	302,100	358,000	406,000
	20	169,800	253,900	304,700	360,500	408,100
	21	172,200	255,600	307,200	363,000	410,000
	22	174,700	257,300	308,900	365,400	412,000
	23	177,100	259,000	310,600	367,700	414,000
	24	179,600	260,700	312,300	370,100	416,000
	25	181,800	262,500	313,900	372,600	417,800
	26	184,200	264,300	315,800	375,000	419,500
	27	186,600	266,100	317,700	377,400	421,300
	28	189,100	267,900	319,600	379,800	423,100
	29	191,600	269,600	321,300	382,000	424,400
	30	194,200	271,300	323,100	384,200	426,000
	31	196,900	273,000	324,900	386,400	427,600
	32	199,500	274,700	326,700	388,600	429,300
	33	201,900	276,100	328,300	390,700	430,900
	34	204,600	277,800	329,900	392,500	432,200
	35	207,300	279,400	331,400	394,300	433,500
	36	210,000	281,000	333,000	396,100	434,800
	37	212,600	282,400	334,700	398,000	436,200
	38	214,200	283,800	336,300	399,500	437,200
	39	215,800	285,200	337,900	401,000	438,200
	40	217,400	286,600	339,500	402,500	439,200
	41	218,900	288,000	341,000	403,500	439,600
	42	220,400	289,300	342,500	404,800	440,300
	43	221,900	290,500	344,000	406,100	441,000
	44	223,400	291,700	345,500	407,500	441,700
	45	225,000	293,000	347,100	409,000	442,400
	46	226,100	294,400	348,500	410,400	442,700
	47	227,200	295,800	349,900	411,800	443,300
	48	228,300	297,200	351,300	413,200	443,900

再任用職員以外の職員	49	229,500	298,700	352,600	414,600	444,500	
	50	230,400	299,800	354,100	415,500	445,200	
	51	231,300	300,900	355,600	416,400	445,900	
	52	232,200	302,000	357,100	417,300	446,600	
	53	233,100	303,200	358,500	417,500	447,300	
	54	234,000	304,300	359,900	417,900	448,000	
	55	234,900	305,400	361,300	418,400	448,700	
	56	235,800	306,500	362,700	418,900	449,400	
	57	236,800	307,700	363,700	419,500	449,800	
	58	237,700	308,800	364,900	419,700	450,500	
	59	238,600	309,900	366,100	420,300	451,200	
	60	239,500	311,000	367,400	420,800	451,900	
	61	240,400	311,900	368,600	421,300	452,400	
	62	241,300	312,700	369,200	421,900	453,100	
	63	242,200	313,500	369,800	422,500	453,800	
	64	243,100	314,300	370,400	423,100	454,500	
	65	243,700	314,900	370,800	423,700	455,000	
	66	244,400	315,600	371,300	424,300	455,700	
	67	245,100	316,300	371,800	424,900	456,400	
	68	245,800	317,000	372,300	425,500	457,100	
	69	246,200	317,800	372,600	426,100	457,500	
	70	246,900		372,900	426,600	458,200	
	71	247,500		373,300	427,200	458,900	
	72	248,200		373,600	427,800	459,600	
	73	248,800		374,200	428,400	460,100	
	74	249,500		374,400	429,000		
	75	250,200		374,900	429,600		
	76	250,900		375,400	430,200		
	77	251,600		375,900	430,900		
	78	252,300		376,400	431,600		
	79	252,900		376,900	432,300		
	80	253,500		377,400	433,000		
	81	254,000		378,000	433,500		
	82	254,500		378,500	434,200		
	83	255,000		379,000	434,900		
	84	255,500		379,500	435,600		
	85	255,800		379,900	436,000		
	86			380,400	436,700		
	87			380,900	437,400		
	88			381,400	438,100		
	89			381,900	438,300		
	90			382,400			
	91			382,900			
	92			383,400			
	93			383,900			
	94			384,400			
	95			384,900			
	96			385,400			
	97			386,000			
	98			386,500			
	99			387,000			
	100			387,500			
	101			388,100			
	再任用職員		218,300	248,400	282,500	324,400	353,800

- 備考 1 この表は、試験船、実習船等に乗組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800

	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
再任用職員以外の職員	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
	64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
	65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
	74	262,600	321,400	393,000		
	75	264,000	322,500	393,700		
	76	265,400	323,600	394,400		
	77	266,500	324,700	395,200		
	78	267,800	325,700	395,800		
	79	269,100	326,700	396,500		
	80	270,400	327,700	397,200		
	81	271,800	328,800	397,900		
	82	273,100	329,600	398,600		
	83	274,400	330,300	399,300		
	84	275,700	331,100	400,000		
	85	276,900	331,700	400,500		
	86	278,200	332,200	401,200		
	87	279,500	332,700	401,900		
	88	280,800	333,200	402,600		

	89	281,900	333,500	403,000		
	90	283,100	334,000			
	91	284,300	334,500			
	92	285,500	335,000			
	93	286,600	335,300			
	94	287,600	335,800			
	95	288,600	336,300			
	96	289,600	336,800			
	97	290,200	337,400			
	98	291,100	337,900			
	99	292,000	338,400			
	100	292,900	338,900			
	101	293,800	339,400			
	102	294,500	339,900			
	103	295,200	340,400			
	104	295,900	340,900			
	105	296,700	341,400			
	106	297,200	341,900			
	107	297,700	342,400			
	108	298,200	342,900			
	109	298,400	343,500			
	110	298,800	344,000			
	111	299,100	344,500			
	112	299,400	345,000			
	113	299,800	345,600			
	114	300,100	346,100			
	115	300,400	346,600			
	116	300,700	347,100			
	117	301,000	347,600			
	118	301,400	348,100			
	119	301,800	348,600			
	120	302,200	349,100			
	121	302,500	349,500			
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

- 備考 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800

再任用職員以外の職員	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100			
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800			
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300			
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900			
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500			
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100			
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700			
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300			
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900			
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500			
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000			
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600			
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200			
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800			

81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
86		291,900	328,500	350,300			
87		292,100	328,800	350,700			
88		292,300	329,200	351,100			
89		292,700	329,600	351,500			
90		292,900	330,000	351,900			
91		293,100	330,400	352,300			
92		293,300	330,800	352,600			
93		293,700	331,300	353,000			
94		293,900	331,600	353,400			
95		294,100	332,000	353,800			
96		294,400	332,400	354,100			
97		294,800	332,600	354,600			
98		295,100	333,000	355,000			
99		295,400	333,400	355,400			
100		295,700	333,800	355,800			
101		296,000	334,000	356,300			
102		296,300	334,400	356,700			
103		296,600	334,800	357,100			
104		296,900	335,000	357,500			
105		297,200	335,100	358,000			
106			335,500				
107			335,900				
108			336,300				
109			336,500				
110			336,900				
111			337,300				
112			337,700				
113			337,900				
再任用職員	186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

- 備考 1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに中学校及び小学校に勤務する学校栄養職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
再任	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
用職	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
員以	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
外の	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
職員	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		

89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500	364,300		
119	297,800	329,900	364,800		
120	298,200	330,300	365,300		
121	298,500	330,500	365,700		
122	298,900	330,900	366,200		
123	299,300	331,300	366,700		
124	299,700	331,700	367,200		
125	299,900	331,900	367,600		
126	300,200	332,200			
127	300,600	332,600			
128	301,000	332,900			
129	301,200	333,000			
130	301,600	333,400			
131	302,000	333,800			
132	302,400	334,200			
133	302,600	334,500			
134	303,000	334,900			
135	303,400	335,300			
136	303,800	335,700			

	137	304,000	336,000					
	138	304,300	336,400					
	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	305,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
	143	306,100	338,300					
	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900	339,400					
	147	307,300	339,800					
	148	307,700	340,200					
	149	307,900	340,500					
	150	308,200	340,900					
	151	308,500	341,300					
	152	308,800	341,700					
	153	309,200	342,000					
	154	309,500						
	155	309,700						
	156	310,000						
	157	310,400						
	158	310,700						
	159	311,000						
	160	311,300						
	161	311,700						
	162	312,000						
	163	312,300						
	164	312,600						
	165	313,000						
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

- 備考 1 この表は、保健所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

高等学校等教育職給料表

教育 職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	348,100	405,000	
	39	219,900	281,000	350,300	406,400	
	40	221,700	283,600	352,500	407,900	
	41	223,600	286,100	354,700	409,600	
	42	225,400	288,700	356,800	411,000	
	43	227,200	291,200	358,900	412,400	
	44	229,000	293,700	361,000	414,000	
	45	230,900	296,000	363,100	415,700	
	46	232,600	298,700	365,200	417,000	
	47	234,300	301,400	367,200	418,600	
	48	236,000	304,100	369,300	420,200	
	49	237,600	306,600	371,200	421,900	
	50	239,300	309,100	373,100	423,300	
	51	241,000	311,600	375,100	424,900	
	52	242,700	314,100	377,100	426,500	

	53	244,100	316,500	379,100	428,200
	54	245,800	318,700	380,900	429,700
	55	247,400	320,900	382,700	431,300
	56	249,100	323,100	384,500	432,900
	57	250,600	325,400	386,200	434,500
	58	252,200	327,600	387,900	436,100
	59	253,800	329,800	389,600	437,600
	60	255,400	331,900	391,300	439,200
	61	257,000	334,100	392,600	440,800
	62	258,600	336,300	394,000	442,400
	63	260,200	338,500	395,400	443,900
	64	261,700	340,700	396,700	445,500
	65	263,200	342,900	398,100	447,200
	66	264,900	345,100	399,400	448,700
	67	266,500	347,300	400,800	450,300
	68	268,200	349,500	402,200	451,900
	69	269,700	351,500	403,700	453,500
	70	271,200	353,600	405,000	455,100
	71	272,700	355,700	406,400	456,700
	72	274,200	357,800	407,800	458,300
	73	275,500	359,600	409,100	459,800
	74	276,900	361,500	410,500	460,800
	75	278,300	363,500	411,900	461,800
	76	279,700	365,400	413,300	462,800
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	77	281,100	367,400	414,500	463,600
	78	282,300	369,100	415,800	
	79	283,500	370,800	417,100	
	80	284,700	372,500	418,500	
	81	286,000	374,200	419,900	
	82	287,200	375,700	421,200	
	83	288,400	377,200	422,400	
	84	289,600	378,700	423,700	
	85	290,900	379,800	425,000	
	86	292,100	381,200	426,200	
	87	293,300	382,600	427,400	
	88	294,500	384,000	428,600	
	89	295,700	385,300	429,700	
90	296,900	386,600	430,800		
91	298,100	387,900	431,900		
92	299,300	389,200	433,000		
93	300,100	390,600	434,100		
94	301,300	391,800	435,200		
95	302,500	393,100	436,300		
96	303,700	394,400	437,400		
97	304,700	395,800	438,300		
98	305,800	396,800	439,100		
99	306,900	397,900	439,900		
100	308,000	399,000	440,700		
101	308,900	399,900	441,500		
102	310,000	400,900	442,100		
103	311,100	402,000	442,700		
104	312,200	403,100	443,300		
105	312,800	403,900	443,800		
106	313,700	404,900	444,400		
107	314,500	405,900	445,000		
108	315,300	406,900	445,600		
109	316,200	407,800	446,200		
110	316,700	408,700			
111	317,200	409,600			
112	317,700	410,500			

113	318,300	411,100			
114	318,800	411,900			
115	319,300	412,700			
116	319,800	413,500			
117	320,400	414,300			
118	320,900	415,100			
119	321,400	415,800			
120	321,900	416,600			
121	322,400	417,200			
122	322,800	417,700			
123	323,300	418,200			
124	323,800	418,700			
125	324,400	419,100			
126	324,800	419,600			
127	325,200	420,100			
128	325,600	420,600			
129	325,900	421,000			
130	326,300	421,500			
131	326,700	422,000			
132	327,100	422,500			
133	327,300	422,900			
134	327,500	423,400			
135	327,800	423,900			
136	328,100	424,400			
137	328,400	424,800			
138	328,600				
139	328,900				
140	329,200				
141	329,400				
142	329,700				
143	330,000				
144	330,300				
145	330,600				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用教育職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習主任、主任寄宿舎指導員、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員については、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である教育職員は、同表に定める額に7,700円をそれぞれ加算した額）に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

中学校及び小学校教育職給料表

教育 職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	
	45	229,900	265,700	360,700	383,500	
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	
	48	235,000	273,300	365,700	388,300	
	49	236,700	275,800	367,200	389,800	
	50	238,400	278,400	368,800	391,300	
	51	240,100	281,000	370,500	392,800	
	52	241,800	283,600	372,200	394,300	

	53	243,100	286,100	373,900	395,500
	54	244,800	288,700	375,400	396,800
	55	246,400	291,200	376,900	397,900
	56	248,100	293,700	378,400	399,100
	57	249,600	296,000	379,900	400,600
	58	251,100	298,700	381,300	401,800
	59	252,600	301,400	382,700	403,100
	60	254,100	304,100	384,100	404,400
	61	255,700	306,600	385,000	405,700
	62	257,200	309,100	386,200	406,800
	63	258,700	311,600	387,400	408,200
	64	260,100	314,100	388,600	409,600
	65	261,400	316,500	389,700	410,800
	66	263,000	318,700	390,900	411,900
	67	264,600	320,900	391,900	413,100
	68	266,100	323,100	393,000	414,300
	69	267,800	325,400	394,200	415,300
	70	269,300	327,600	395,300	416,500
	71	270,800	329,800	396,400	417,700
	72	272,300	331,900	397,600	418,900
再任 用教員 以外 の教 育職 員	73	273,600	334,100	398,700	419,800
	74	274,900	336,300	399,800	420,600
	75	276,200	338,500	400,900	421,400
	76	277,500	340,700	402,000	422,200
	77	278,900	342,700	402,900	422,900
	78	280,100	344,600	403,900	423,700
	79	281,300	346,500	404,900	424,500
	80	282,500	348,400	405,900	425,300
	81	283,800	350,200	406,800	426,100
	82	285,000	352,000	407,600	426,800
	83	286,200	353,800	408,400	427,400
	84	287,400	355,600	409,200	428,100
	85	288,500	357,100	410,000	428,800
	86	289,500	358,800	410,800	429,500
87	290,500	360,500	411,600	430,200	
88	291,500	362,100	412,400	430,900	
89	292,600	363,800	413,200	431,600	
90	293,500	365,100	413,900	432,300	
91	294,400	366,500	414,600	433,000	
92	295,300	367,900	415,300	433,700	
93	295,800	369,400	415,800	434,200	
94	296,600	370,700	416,500		
95	297,400	372,000	417,200		
96	298,200	373,300	417,900		
97	299,100	374,300	418,400		
98	299,900	375,300	419,000		
99	300,700	376,300	419,600		
100	301,500	377,300	420,100		
101	302,400	378,400	420,600		
102	302,900	379,400	421,200		
103	303,400	380,400	421,800		
104	303,900	381,400	422,300		
105	304,100	382,300	422,700		
106	304,500	383,200	423,300		
107	304,800	384,100	423,900		
108	305,100	385,100	424,400		
109	305,300	386,000	424,900		
110	305,600	387,000			
111	305,900	388,000			
112	306,200	389,000			

113	306,400	389,600			
114	306,600	390,500			
115	306,800	391,400			
116	307,100	392,300			
117	307,400	393,200			
118	307,700	394,000			
119	308,000	394,800			
120	308,300	395,600			
121	308,400	396,300			
122	308,700	397,100			
123	309,000	397,900			
124	309,300	398,700			
125	309,500	399,400			
126		400,100			
127		400,800			
128		401,500			
129		402,200			
130		402,900			
131		403,600			
132		404,300			
133		404,600			
134		405,200			
135		405,800			
136		406,400			
137		406,800			
138		407,400			
139		408,000			
140		408,600			
141		409,000			
142		409,600			
143		410,200			
144		410,800			
145		411,200			
146		411,800			
147		412,400			
148		413,000			
149		413,400			
再任用 教職員	225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員については、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である教育職員は、同表に定める額に7,500円をそれぞれ加算した額）に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

第5条第2項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	330,000
2	367,000
3	396,000

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

別記第3

第4条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

給与等に関する参考資料

目 次

1	職員給与実態調査の概要	参考-1
第1表	給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	参考-2
第2表	給料表別、部局別職員数	参考-3
第3表	給料表別、級別、号給別人員分布	参考-4
第4表	給料表別、級別、年齢別職員数	参考-10
第5表	給料表別、学歴別人員及び平均経年数	参考-14
第6表	給料表別、級別平均給料額	参考-16
第7表	給料表別平均給与月額	参考-17
第8表	給料表別管理職手当支給状況	参考-18
第9表	給料表別扶養手当支給状況等	参考-19
第10表	給料表別住居手当支給状況	参考-20
第11表	給料表別通勤手当支給状況	参考-21
第12表	通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数	参考-22
第13表	給料表別地域手当支給状況	参考-23
第14表	任期付研究員の給料表別、号給別人員	参考-24
第15表	特定任期付職員の号給別人員	参考-24
第16表	民間との給与比較を行う職員の平均給与月額	参考-24
第17表	給料表別退職者等の状況	参考-25
第18表	再任用職員の給料表別、級別人員	参考-25
2	民間給与実態調査の概要	参考-26
第19表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-27
第20表	民間との給与比較における対応関係	参考-27
第21表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況	参考-28
第22表	職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	参考-36
第23表	民間における初任給の改定状況	参考-36
第24表	民間における昇給制度の状況	参考-37
第25表	民間における家族手当の支給状況	参考-37
第26表	民間における住宅手当の支給状況	参考-37
第27表	民間における特別給の支給状況	参考-38
第28表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-38
第29表	民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	参考-39
3	生計費及び労働経済関係	参考-40
第30表	費目別、世帯人員別標準生計費	参考-41
第31表	労働経済指標	参考-42
4	人事管理関係	参考-44
第32表	年次有給休暇・夏季休暇の取得状況	参考-44
第33表	時間外勤務の状況	参考-44
第34表	育児休業・介護休暇の取得状況	参考-45
第35表	私傷病休暇・私傷病休職の状況	参考-46

1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成23年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成23年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、平成23年4月1日に在職するもの

- (ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）
- (イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）
- (ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）
- (エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）
- (オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）

イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。

- (ア) 休職期間中の職員
- (イ) 育児休業期間中の職員
- (ウ) 平成23年4月1日付けで退職した職員
- (エ) 再任用職員

(3) 調査の内容

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当及び扶養親族数、地域手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務（へき地）手当等

(4) その他

ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員は、行政職給料表及び医療職給料表(2)の統計数値に含まれている。

イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区分 給料表		職員数		性別人員構成比		学歴別人員構成比				平均 年齢	平均経験 年数
				男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
		人	%	%	%	%	%	%	%	歳	年
全給料表	23年	12,551	100.0	64.8	35.2	79.9	5.8	14.2	0.0	44.1	21.9
	22年	12,603	100.0	65.3	34.7	79.4	5.9	14.6	0.1	44.0	21.9
行政職	23年	3,743	29.8	75.7	24.3	61.3	9.8	28.8	0.1	44.2	22.6
	22年	3,782	30.0	76.8	23.2	60.8	9.8	29.2	0.1	44.3	22.7
(中小学校事務職)	23年	287	2.3	29.6	70.4	11.8	19.2	69.0	0.0	43.4	23.9
	22年	293	2.3	29.4	70.6	13.0	21.8	65.2	0.0	44.0	24.5
公安職	23年	1,465	11.7	95.8	4.2	55.4	1.7	42.9	0.0	39.8	18.8
	22年	1,458	11.6	96.0	4.0	53.8	1.7	44.5	0.0	40.0	19.0
海事職	23年	45	0.4	100.0	0.0	0.0	66.7	31.1	2.2	42.0	21.8
	22年	46	0.4	100.0	0.0	0.0	65.2	30.4	4.3	41.8	21.8
研究職	23年	249	2.0	85.1	14.9	96.8	2.0	1.2	0.0	42.5	19.4
	22年	245	1.9	85.7	14.3	95.9	2.4	1.6	0.0	42.8	19.8
医療職(1)	23年	40	0.3	85.0	15.0	100.0	0.0	0.0	0.0	43.9	18.3
	22年	38	0.3	84.2	15.8	100.0	0.0	0.0	0.0	42.9	17.2
医療職(2)	23年	103	0.8	60.2	39.8	84.5	13.6	1.9	0.0	42.9	19.5
	22年	100	0.8	62.0	38.0	83.0	16.0	1.0	0.0	44.6	21.4
(中小学校栄養職)	23年	1	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	32.7	10.0
	22年	2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	55.1	35.0
医療職(3)	23年	67	0.5	1.5	98.5	71.6	28.4	0.0	0.0	42.5	20.1
	22年	64	0.5	1.6	98.4	73.4	26.6	0.0	0.0	43.4	20.9
高等学校等 教育職	23年	2,055	16.4	61.1	38.9	92.8	4.2	2.9	0.0	44.1	21.4
	22年	2,068	16.4	61.3	38.7	92.7	4.2	3.1	0.0	43.8	21.1
中学校及び 小学校教育職	23年	4,784	38.1	47.8	52.2	96.2	3.8	0.0	0.0	45.5	22.8
	22年	4,802	38.1	48.0	52.0	95.9	4.1	0.0	0.0	45.2	22.5

(注) 中小学校事務職及び中小学校栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。
以下、第2表、第7表及び第18表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

部局		知事	議会	人事委員会	監査委員	教育委員会	労働委員会	漁業調整委員会	警察	高等学校等	中学校	小学校	計
給料表		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全給料表	23年	3,227	20	12	12	326	6	6	1,762	2,210	1,771	3,199	12,551
	22年	3,253	20	11	13	315	7	6	1,747	2,228	1,785	3,218	12,603
行政職	23年	2,789	20	12	12	160	6	6	279	172	95	192	3,743
	22年	2,826	20	11	13	158	7	6	271	177	93	200	3,782
(中小学校事務職)	23年										95	192	287
	22年										93	200	293
公安職	23年								1,465				1,465
	22年								1,458				1,458
海事職	23年	21				20			4				45
	22年	21				21			4				46
研究職	23年	212				25			12				249
	22年	211				22			12				245
医療職(1)	23年	40											40
	22年	38											38
医療職(2)	23年	102										1	103
	22年	97								1	1	1	100
(中小学校栄養職)	23年											1	1
	22年										1	1	2
医療職(3)	23年	63				2			2				67
	22年	60				2			2				64
高等学校等教育職	23年					17				2,038			2,055
	22年					18				2,050			2,068
中学校及び小学校教育職	23年					102					1,676	3,006	4,784
	22年					94					1,691	3,017	4,802

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1						2	1		
2									
3									
4									
5	4					2			
6									
7		23	2						
8			1						
9	1	5	12					1	
10			2						
11	2	2	3						
12		2	4						
13	6	17	9						4
14		3	1						6
15	7	2	19			1			4
16		2	2						2
17	2	15	7						2
18		1	4	1					5
19	6	8	21						
20		6	5						
21	6	12	38						
22			1	1					
23	8	3	11					1	
24		1	4						
25	49	10	28					2	
26	1	4	4	1				6	
27	8	1	18	2				12	
28	2	2	11	1				3	
29	12		49	3				3	
30	1		7	4				4	
31	40	1	47	5				3	
32	1	2	10	3				2	
33	15	1	28	7			1		
34	2		8	3			1	1	
35	24		60	14	1		1		
36	1	2	8	6			1		
37	9		16	11			3		
38	4		14	20			4		
39	5		61	35			4		
40	4		15	9			5		
41	11		13	19			2		
42	2		9	8			1		
43	4		101	41	3	1			
44	1		10	13			1		
45	10		19	7					
46	2		6	12					
47	6		95	7	3	1			
48	2	1	9	4	2				
49	6	1	13	48	1	1			
50	1		12	15	3	2			
51	2		35	25	2	1			
52	3		6	12	2	10			
53	5		11	46	7	1			
54	2		4	13	15	4			
55		1	38	27	5	3			
56	1		6	8	9	11			
57	2			26	11	3			
58	1		2	16	8	2			
59			3	48	2	12			
60	1		6	10	17	21			
61	2		3	31	10	14			
62			1	35	4	12			
63			1	8	2	9			
64			1	28	28	13			
65			4	17	9	55			
66			5	4	4	9			
67			3	9	6	28			
68			1	15	61	32			
69			1	6	5	39			
70			1	5	15	16			
71				4	8	25			
72			4	29	57	31			
73			1	12	13	21			
74			1	10	11	12			
75			2	6	11	16			
76			8	20	62	14			

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			3	7	22	17			
78				3	14				
79			2	4	20				
80			3	25	64				
81				16	24				
82			1	4	24				
83			1	2	10				
84				9	31				
85			1	4	340				
86			3	1					
87			1	3					
88				7					
89				1					
90									
91									
92				6					
93				11					
94									
95			2						
96			1						
97									
98									
99									
100			1						
101									
102									
103									
104			1						
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	284	128	985	873	946	441	25	38	23
									総数 3,743

(注) 各級内の太実線は当該級の最高号給の位置を示し、該当人数0の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5	7								
6									
7									
8									
9	2								
10									
11	8								
12									
13	1		1	2					
14									
15	14		1						
16									
17	1			2					
18									
19	17	1	4	2					
20	1			1					
21	26	1	2	2					
22	1								
23	7	23	7	2					
24			2						
25	5	10	4						
26	2	3	4	1					
27	23	24	11	2					
28	4	6	2						
29	10	9	6	2	1				
30	3	5	3						
31	5	17	8	5					
32	1	7	4	3					
33	1	15	11	2					
34	2	9	4	1	1				
35	6	13	10	4	2				
36	3	6	2						
37	2	10	5	2					3
38	1	7	3						
39		12	6	1		1			2
40	1	3	3	2	1				2
41		8	8	3					1
42		6	2	2					
43	2	8	7	4					
44	2	7	5	2					
45	4	6	3	3					
46	1	5	5	1	1				
47		9	11	5	1				
48		2	3	1	2				
49	2	4	6	2	2				
50		3	4	2	1	1			
51		3	7	7					
52			2	1	1	1			
53		5	8	3					
54			2	7	1				
55		1	2	4	1				
56		2	3	1	1				
57			1	1	4				
58			1	2					
59	1	1	4	4	2				
60			3	1					
61			3	2	1				
62	1		3	4	3	1		18	
63			7	6	2	1			
64			1	3	4	1	1		
65			8	3	2		2		
66				4	2	1			
67			3	6	1	2	5		
68			1	3	4	1	2		
69			1	5	3	1			
70				6	2	1	1		
71			3		3	1	4		
72				1	2	2	1		
73			1	3	3	3	5		
74			1	1	2				
75			4	3	4	3	2		
76			1	5	8	3			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				1	2	1	21		
78				6	3				
79			2	1	4	3			
80			1	1	3	1			
81			2	5	10	6			
82			1	3	3	5			
83				4	9	4			
84				3	5	4			
85			2	4	8	86			
86			2	5	6				
87				1	7				
88				2	11				
89				4	7				
90				3	6				
91			1	3	9				
92			1	4	9				
93				2	50				
94			1	9					
95			1	7					
96				4					
97				7					
98				6					
99				3					
100			1	2					
101				7					
102				7					
103			1	4					
104				8					
105			2	2					
106				9					
107				6					
108				6					
109				7					
110				6					
111				3					
112				3					
113				2					
114				7					
115				4					
116				3					
117				2					
118				7					
119				3					
120				4					
121				7					
122				2					
123				3					
124				8					
125				22					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132				1					
133									
134									
135									
136									
137									
138				1					
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	167	251	247	378	220	132	44	18	8
								総数	1,465

海事職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21		1			
22			3		
23	2		1		
24					
25					
26					
27		1			
28		1	1		
29			1		
30		1			
31			1		
32					
33					
34					
35	1				
36					
37	1				
38					
39					
40		1	1		
41					1
42					
43			1		
44					
45			1		
46			1		
47					
48					
49	1				
50			1		
51	1				
52					
53	1				
54			1		
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61	1				
62				1	
63					
64				1	
65				1	
66	1			1	
67				1	1
68			1		
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75			1		1
76					1

級 号給	1	2	3	4	5
77			1	1	
78				1	
79					
80			1		
81			1		
82					
83					
84					
85	1		1		
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
計	10	5	19	9	2
総数	45				

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1		2			
2					
3					
4					
5					
6					
7		4			
8					
9		4			
10					
11		4			
12					
13		1			
14					
15		2			
16					
17		1			
18					
19		1			
20					
21		2			
22					
23					
24		1			
25		2			
26					
27		1			
28			1		
29		3	1		
30		1	2		
31			1		
32			5		
33		8	2		
34		1	1		
35		1			
36			3		
37		1	2		
38		1	1		
39		1			
40			1		
41		2	2		
42			1		
43		4	1		
44		1		1	
45			1		
46			4		
47		1	3		
48			3		
49		3	5	2	
50		1	1		
51		3		1	
52			5		
53		4		4	
54		1			
55		4	1	4	
56			4	2	
57		2	1	1	
58					
59		7	2	2	
60			1	4	
61		1	1	1	
62			2		
63		7	2		
64					
65		4			
66			3		
67		6	2		
68					
69		1	2		
70			1	1	
71		5	1	1	
72			1		
73			4		
74			2		
75		5			
76					

級 号給	1	2	3	4	5
77			2		
78			1		
79		2			
80			1		
81			8		
82			2		
83					
84			1		
85			7		
86		1	3		
87					
88			4		
89			14		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	107	119	23	0
総数	249				

医療職給料表(1)

号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				1
10				
11				
12				
13			1	
14				
15	1			
16				
17				
18				
19			1	
20				
21	2			
22				
23			1	1
24				1
25	2			
26				
27			2	
28				1
29	2			
30				
31			2	2
32				
33				
34				
35			1	
36				
37				1
38				
39				
40				
41			1	
42				
43				
44				
45				1
46				
47				
48				
49			1	
50				1
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				
58				
59				1
60				
61				1
62				
63				
64				1
65				7
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74			1	
75				
76				

号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84			1	
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	7	10	16
総数 40				

医療職給料表(2)

号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7		2				
8						
9		1				
10						
11						
12						
13		4				
14						
15		5				
16		1				
17		1	3			
18						
19		2				
20						
21						
22						
23						
24		1				
25			1			
26		1	1			
27			4			
28						
29		1		1		
30						
31						
32						
33		1		1		
34						
35				1	2	
36						
37		2			1	
38		1				1
39			1	1		
40					2	
41		1	1	1		
42						
43				1		
44	1				1	
45			1			
46						
47		1	2	1		
48						
49			1	1	1	3
50						
51				1	1	1
52					2	
53						
54						
55					1	
56						
57						
58						
59					3	
60						
61						4
62						
63						1
64					1	
65						3
66						
67						
68						
69					2	
70						
71						
72					1	
73						
74						
75						
76					1	

号給	1	2	3	4	5	6
77						
78						
79					2	
80					2	
81						
82					1	
83					1	
84						
85					16	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	1	25	15	9	41	12
総数 103						

医療職給料表(3)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9				1			
10				1			
11				1			
12							
13							
14							
15			4	1			
16							
17				2			
18				1			
19			1				
20							
21				1			
22							
23			2		1		
24							
25							
26							
27			2		1		
28				1			
29							
30							
31							
32							
33			2				
34				2			
35					2		
36					1		
37							
38							
39							
40					1		
41							
42					1		
43							
44					2		
45					1	1	
46							
47							
48							
49							1
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57					1		
58					2	1	
59							
60							
61					1		1
62				1	1		
63				1	1		
64							
65							
66							
67							
68						1	
69							
70							
71						1	
72						2	
73						2	
74						2	
75						1	
76							
77						2	
78							
79						1	
80							
81							
82							
83						2	
84							

号給	級	1	2	3	4	5	6
85						2	
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93						9	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		0	11	11	16	27	2
						総数	67

高等学校等教育職給料表

級	1	2	特2	3	4
1		4			
2					
3					
4					
5		3			
6					
7		1			
8					
9					
10					
11		5			
12					
13		4			
14					
15		4			
16					
17		6			
18					
19		5			
20					
21		8			
22					
23		1			
24					1
25		8			
26		3			2
27		5			
28		3			
29		12			2
30		1			2
31		2			1
32		3			4
33		16			2
34		1			4
35		13			5
36		4			4
37		16			25
38		5			
39	1	5			
40		4			
41	1	5			
42		3			
43	1	14			
44	1	9			
45		16			
46		5			
47		13			
48		3			
49	1	16			
50	1	8			
51		17		1	
52		8			
53	1	18		2	
54		7		1	
55	2	27		4	
56		6		4	
57	1	19		6	
58	1	7		4	
59		34		1	
60		10		2	
61	1	15		2	
62		12		2	
63		37		2	
64	1	14		6	
65		20		5	
66		15		3	
67	2	34		3	
68	2	8		2	
69		20		4	
70	1	7		4	
71		38		4	
72	2	7		4	
73	2	16		2	
74	1	13		2	
75	4	36		1	
76	3	7		1	

級	1	2	特2	3	4
77	1	27		1	
78	1	7			
79	1	37			
80		14	1		
81	1	35			
82	2	18			
83	5	35			
84	1	21			
85	3	27	1		
86	1	20			
87	2	15			
88	1	38			
89	5	18			
90	4	23			
91		8			
92	2	14			
93	2	13			
94	1	26			
95	2	20			
96	1	49			
97	2	28			
98	1	28			
99		42			
100	1	25			
101	2	28			
102	2	27			
103		27			
104		28			
105		19			
106		14			
107		21			
108	2	18			
109	2	17			
110	1	23			
111	1	22			
112	1	16			
113	2	20			
114		25			
115		6			
116		16			
117		23			
118		4			
119		9			
120		8			
121		9			
122		5			
123		10			
124		7			
125		6			
126		7			
127		19			
128		5			
129		7			
130		8			
131		13			
132		5			
133		10			
134		3			
135		13			
136		9			
137		63			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	83	1,845	2	73	52
総数 2,055					

中学校及び小学校教育職給料表

級	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					2
12					
13		29			
14					1
15					
16					2
17		10			2
18					1
19		19			4
20					6
21		13			10
22					8
23		30			7
24		1			12
25		20			20
26					8
27		26			18
28					13
29		19			9
30		2			11
31		25			17
32					11
33		17			16
34		2			20
35		8			22
36					14
37		30			119
38		2			
39		11			
40		8			
41		28			
42		5			
43		11			
44		5			
45		35			33
46		5			61
47		7			67
48		7			43
49		25		1	61
50		7		1	52
51		12			43
52		13		2	54
53		12			56
54		11		1	29
55		25		1	8
56		5		1	14
57		21			12
58		8		3	11
59		19		2	47
60		8		2	32
61		28		1	41
62		11		2	22
63		12		9	42
64		14		8	21
65		20		12	38
66		14		10	21
67		24		10	34
68		8	1	14	25
69		32	3	19	28
70		19		10	18
71		36	1	11	24
72		15		18	20
73		27	1	21	
74		10		12	
75		38	2	7	
76		13		10	
計	0	4,022	26	383	353
総数 4,784					

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

給料表		行政職給料表										公安職給料表										
年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	
18	歳	2									2	7										7
19		5									5	10										10
20		10									10	14										14
21		11									11	19										19
22		43									43	33										33
23		54									54	31	2									33
24		51									51	16	25	1								42
25		19	9								28	5	37	2								44
26		15	24								39	9	40	5								54
27		16	29								45	5	40	16								61
28		5	21								26	8	33	23	2							66
29		7	18	8							33	5	21	24	4							54
30		14	9	24							47	1	23	22	4							50
31		4	8	44							56		18	15	6							39
32		5	2	57			2				66	2	3	26	9							40
33		4	2	55			1				62	2	3	20	8							33
34		4	1	75			1				81		4	19	12							35
35		4	1	89				1			95		1	17	14	1						33
36			1	103							104		1	14	11							26
37				138							138			14	22	3						39
38			1	139			1				141			9	8	1						18
39			1	130	4				1		136			6	14	3	1					24
40		1		27	93						121			2	15	5	1					23
41		3	1	23	113	1					141				12	3						15
42		2		8	104	2					116			3	12	4	3					22
43		1		16	97	2	1				117			1	10	4	1					16
44				12	93	14					119			2	13	5	3					23
45				7	77	21					105				16	3	5	1				25
46				4	50	38					92			3	17	6	6	2				34
47		1		4	46	65	2				118			1	26	8	2	2				39
48				5	57	74	5		1	1	143				19	6	3	5				33
49		1		4	50	87	7				149				20	5	8	3	1			37
50		1		4	29	89	21				144				18	11	14	4	1			48
51				2	21	86	29	1		1	140				12	13	8	2	1			36
52		1		3	14	66	41	3			128				10	20	8	7		1		46
53				4	11	68	39	1	2		125			1	10	16	5	3	6			41
54					6	80	54	2			142				21	14	9	2				46
55					5	58	57	5	2	6	133			1	9	10	5	5	1	1		32
56					2	64	43	5	8	2	124				10	27	6	2	2	2		49
57					1	35	47	5	11	3	102				4	21	9	1	3			38
58						47	34	2	11	8	102				4	18	18	2		3		45
59						49	56		2	2	109				6	13	17	3	3	1		43
60																						
61																						
62																						
63																						
64																						
65																						
66																						
67																						
68																						
69以上																						
人員計	人	284	128	985	873	946	441	25	38	23	3,743	167	251	247	378	220	132	44	18	8		1,465
構成比	%	7.6	3.4	26.3	23.3	25.3	11.8	0.7	1.0	0.6	100.0	11.4	17.1	16.9	25.8	15.0	9.0	3.0	1.2	0.5		100.0
平均年齢	歳	25.9	28.7	37.2	44.9	52.2	54.9	54.8	56.6	56.9	44.2	23.5	27.9	33.1	44.8	52.4	53.1	52.4	55.0	56.8		39.8

年齢	給料表 級	海事職給料表						研究職給料表						医療職給料表(1)					
		1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計	
18	歳																		
19																			
20																			
21																			
22		1					1		1				1						
23		1					1		5				5						
24									6				6						
25		1					1		6				6						
26		1					1		1				1						
27									3				3	3					3
28		1					1		3				3	2					2
29		1					1		7				7	2					2
30		1					1		1				1						
31									8				8		2				2
32			1				1		4				4	2					2
33			2				2		7				7	2					2
34			1				1		8				8	1					1
35		1		4			5		6				6						
36		1		1			2		12				12			2			2
37			1	1			2		11				11				1		1
38				2			2		4	1			5			1			1
39				2			2		12				12			1			1
40				1			1		1	10			11			1			1
41									1	7			8						
42										11			11			1			1
43				1			1			4			4						
44										7			7			1			1
45				1			1			5			5						
46										7			7						
47										6			6				2		2
48				1			1			6			6						
49				1			1			5			5						
50				1		1	2			8			8			1			1
51				1	2		3			6	1		7						
52				1	1		2			5			5				2		2
53					1		1			11	1		12						
54				1	1		2			7	1		8				2		2
55					1		1			6	2		8			1			1
56		1			1	1	3			1	3		4				3		3
57										3	5		8						
58					1		1			1	5		6			1	2		3
59					1		1			2	5		7				1		1
60																	2		2
61																			
62																			
63																			
64																			
65																			
66																			
67																			
68																			
69以上																		1	1
人員計	人	10	5	19	9	2	45	0	107	119	23	0	249	7	7	10	16		40
構成比	%	22.2	11.1	42.2	20.0	4.4	100.0	0.0	43.0	47.8	9.2	0.0	100.0	17.5	17.5	25.0	40.0		100.0
平均年齢	歳	31.5	34.1	42.5	54.6	53.7	42.0		33.0	48.2	57.3		42.5	28.1	32.8	44.2	55.4		43.9

給料表 級 年齢	医療職給料表(2)								医療職給料表(3)							
	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
18																
19																
20																
21																
22																
23											2					2
24			4					4			3					3
25			3					3			1					1
26			2					2			2					2
27			2					2			1					1
28			2					2				1				1
29			1	2				3			1	2				3
30			2	3				5				3				3
31			4	1				5								
32			2	2				4			1					1
33			1	1				2			1	1				2
34												1				1
35	1		1	2				4								
36		1	3	1				5			1	2				3
37				1				1								
38				2				2			1	2				3
39		1		2				3				1				1
40				1				1				1				1
41					3			3				2				2
42					3			3				3				3
43												2	1			3
44												1				1
45					1			1								
46					3			3					1			2
47			1		1			2								
48					1			1					1			1
49					4			4					2			2
50					2			2					5			5
51					3			3			1		4			5
52					3			3					2			2
53					2			2					2			2
54			1		5			6								
55					5	1		6					1			1
56					2	2		4					2	1		3
57						1		1					5			5
58					2	4		6					1			1
59					1	4		5						1		1
60																
61																
62																
63																
64																
65																
66																
67																
68																
69以上																
人員計 人	1	25	15	9	41	12	0	103	0	11	11	16	27	2	0	67
構成比 %	1.0	24.3	14.6	8.7	39.8	11.7	0.0	100.0	0.0	16.4	16.4	23.9	40.3	3.0	0.0	100.0
平均年齢 歳	35.3	29.2	35.2	37.8	50.9	58.0		42.9		27.8	33.3	39.9	52.7	58.0		42.5

年齢	給料表 級	高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表						全給料表		
		1	2	特2	3	4	計	1	2	特2	3	4		計	
18	歳														9
19															15
20															24
21															30
22			3				3	26					26		107
23			4				4	30					30		129
24			6				6	38					38		150
25			4				4	50					50		137
26		1	8				9	41					41		149
27		2	22				24	40					40		179
28			20				20	39					39		160
29		2	10				12	50					50		165
30		2	34				36	47					47		190
31		2	26				28	67					67		205
32		2	48				50	62					62		230
33		5	49				54	56					56		220
34		5	58				63	85					85		275
35		5	66				71	87					87		301
36		6	51				57	113					113		324
37		8	85				93	106					106		391
38		6	83				89	103					103		364
39		8	69				77	126					126		382
40		9	59				68	115					115		342
41		4	77				81	146					146		396
42		5	112				117	171			2		173		446
43		2	86				88	202	1		5		208		437
44		2	66				68	178	4		5		187		406
45		3	67				70	192	2		7		201		408
46		1	98				99	187	2		14		203		440
47		2	68	1			71	188	3		23		214		452
48			66				66	172	5		35	2	214		465
49		1	64				65	188	3		49	3	243		506
50			61	1	6		68	188			39	15	242		520
51			50		8		58	172	4		29	22	227		479
52			46		10	1	57	168			41	39	248		493
53			53		10		63	158	1		27	42	228		474
54			52		12	3	67	127	1		29	44	201		474
55			40		9	3	52	105			25	36	166		400
56			33		7	7	47	74			13	58	145		382
57			33		5	15	53	62			15	29	106		313
58			45		3	11	59	37			17	37	91		314
59			23		3	12	38	26			8	26	60		265
60															2
61															
62															
63															
64															
65															
66															
67															
68															
69以上															1
人員計	人	83	1,845	2	73	52	2,055	0	4,022	26	383	353	4,784		12,551
構成比	%	4.0	89.8	0.1	3.6	2.5	100.0	0.0	84.1	0.5	8.0	7.4	100.0		100.0
平均年齢	歳	38.0	43.6	49.1	54.3	57.6	44.1		44.1	48.2	51.7	55.1	45.5		44.1

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

学歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(1)				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
	1年未満	43		4		47	27		7		34					0	2				2				
1年	44	4	5		53	28	1	10		39					0	4				4	1				1
2年	28	4	12		44	35	1	15		51		1			1	8				8	2				2
3年	21	1	4		26	41	2	20		63					0	4				4	2				2
4年	27	3	11		41	52	2	9		63			1		1	4				4	2				2
5年	18	1	20		39	54	1	12		67		1			1	1				1	1				1
6年	14	3	9		26	44	2	12		58					0	5				5	1				1
7年	27	1	12		40	56	3	12		71			1		1	9				9	1				1
8年	31	2	18		51	22		5		27		1			1	3				3	2				2
9年	44	5	15		64	36	1	14		51		1			1	7				7	3				3
10年	37	2	16		55	29	2	9		40					0	8				8					0
11年	51	4	14		69	28	1	5		34					0	8				8	1				1
12年	45	9	11		65	14		10		24		1	1		2	5				5					0
13年	50	5	20		75	15	1	10		26		2	1		3	9				9	1				1
14年	75	13	18		106	13		5		18		3	1		4	10				10	2				2
15年	85	13	14		112	12		11		23		2			2	5				5					0
16年	86	17	20	1	124	6	1	7		14		1	1		2	8				8	2				2
17年	94	12	29		135	10		16		26		2			2	13				13					0
18年	78	14	20		112	5	1	13		19		1			1	10				10	1				1
19年	96	21	49		166	5	1	14		20		3			3	6				6	1				1
20年	79	16	53		148	8		10		18					0	11				11					0
21年	72	11	29		112	10		14		24					0	8				8	1				1
22年	73	9	34		116	12		19		31			1		1	4				4					0
23年	45	9	22		76	17		11		28					0	7				7					0
24年	53	8	24		85	12	1	7		20		1			1	2	1			3					0
25年	76	10	32		118	10	2	12		24					0	5		1		6	1				1
26年	91	11	44		146	15		13		28					0	7	2			9	1				1
27年	88	12	36		136	12		11		23					0	7				7	1				1
28年	82	18	32		132	17	1	16		34		1			1	4				4					0
29年	90	12	33		135	23		26		49		2			2	7	1			8	3				3
30年	103	12	58	1	174	31		22		53		2	1		3	10				10	2				2
31年	77	12	37	1	127	19		28		47		1	2		3	12				12	3				3
32年	81	18	38		137	23		33		56					0	4	1			5	1				1
33年	85	19	44		148	19		21		40		1	1		2	5				5	2				2
34年	61	12	28		101	14		16		30		1			1	2				2					0
35年以上	143	44	213	2	402	37	1	154		192		2	3	1	6	17		2		19	2				2
合計	2,293	367	1,078	5	3,743	811	25	629	0	1,465	0	30	14	1	45	241	5	3	0	249	40	0	0	0	40
平均経験年数	21.3	23.8	24.9	32.1	22.6	14.7	12.1	24.3		18.8		20.4	23.7	40.2	21.8	19.1	28.3	33.3		19.4	18.3				18.3

医療職給料表(2)					医療職給料表(3)					高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					合 計				
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
				0					0	4				4	29				29	105	0	11		116
1				1	4				4	4				4	31				31	117	5	15		137
5				5					0	5				5	47				47	130	6	27		163
7	1			8	1				1	7				7	49				49	132	4	24		160
3				3	2	1			3	15				15	43				43	148	6	21		175
	1			1		1			1	21				21	47	1			48	142	6	32		180
2				2					0	16	1			17	51	2			53	133	8	21		162
6				6	2	1			3	32				32	49	1			50	182	6	25		213
6				6	1	1			2	28	1			29	59				59	152	5	23		180
				0		2			2	37				37	65	1			66	192	10	29		231
2				2		1			1	49	2			51	58	1			59	183	8	25		216
				0					0	65	1			66	76	2			78	229	8	19		256
2				2	1	1			2	60	1			61	85	1			86	212	13	22		247
2				2		1			1	55	1			56	92	3			95	224	13	31		268
2				2	1	1			2	78	1			79	108	1			109	289	19	24		332
2	1	1		4	2	2			4	84	1	1		86	103				103	293	19	27		339
2				2	1				1	83	1			84	114	2			116	302	22	28	1	353
2				2	1				1	68	2	1		71	109	1			110	297	17	46		360
1				1	2	1			3	71	3	1		75	107	2			109	275	22	34		331
5	1			6	2	1			3	78	4	4		86	143	2			145	336	33	67		436
				0	2				2	91	7			98	187	1			188	378	24	63		465
	1			1		1			1	77	3	1		81	198	4			202	366	20	44		430
				0		1			1	67	1			68	205	6			211	361	17	54		432
2				2	1				1	86	3	7		96	205	5			210	363	17	40		420
4	1			5		1			1	88	3	4		95	192	3			195	351	19	35		405
				0	1				1	56	1	2		59	248	7			255	397	20	47		464
2				2	2				2	69	8	5		82	197	4			201	384	25	62		471
2				2					0	61	4	4		69	244	2			246	415	18	51		484
2	2			4	6				6	55	4	3		62	214	4			218	380	30	51		461
1				1	3				3	53		3		56	248	5			253	428	20	62		510
5				5	3				3	57	3	3		63	219	1			220	430	18	84	1	533
3	1			4					0	49	5	3		57	168	7			175	331	26	70	1	428
4	1			5		1			1	48	4	1		53	157	10			167	318	35	72		425
3	1			4	1				1	41	5	1		47	160	21			181	316	47	67		430
1	1			2	3				3	44	4	3		51	116	29			145	241	47	47		335
8	2	1		11	6	1			7	106	13	13		132	179	53			232	498	116	386	3	1,003
87	14	2	0	103	48	19	0	0	67	1,908	87	60	0	2,055	4,602	182	0	0	4,784	10,030	729	1,786	6	12,551
18.4	25.2	27.8		19.5	21.8	15.8			20.1	21.0	26.1	28.7		21.4	22.5	30.1			22.8	21.2	24.9	24.8	33.4	21.9

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表		行政職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高等学校 等 教育 職	中学校及 び 小学校 教育 職
職務の級		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 級	減額前	183,423	202,769	220,860		317,329	206,200		303,072	
		412							6,300	
	減額後	172,442	190,603	207,608		298,289	193,828		285,607	
2 級	減額前	216,179	238,161	269,500	278,034	394,514	214,188	219,927	390,108	383,113
		722					3,200	1,709	4,332	1,575
	減額後	203,251	223,872	253,330	261,352	370,843	201,529	206,834	366,977	360,245
特2級	減額前								454,815	422,060
									14,375	
	減額後								428,388	396,736
3 級	減額前	292,258	279,311	346,960	387,594	494,700	265,693	275,636	457,927	435,570
		224	114				1,213	12,345	3,108	76
	減額後	274,736	262,559	326,143	364,338	465,018	249,825	259,839	422,378	401,779
4 級	減額前	364,693	375,038	438,304	433,253	577,906	313,233	324,550	489,479	461,430
						3,875	2,133	2,500	3,779	
	減額後	342,812	352,536	412,007	398,593	528,241	294,567	305,227	450,623	424,892
5 級	減額前	406,612	423,750	457,790			395,173	404,982		
		213					1,024			
	減額後	382,228	398,325	430,323			371,524	380,684		
6 級	減額前	420,878	442,991				433,107	440,473		
		25	261				2,800			
	減額後	387,210	416,428				398,683	409,788		
7 級	減額前	437,963	458,992							
		51	5,669							
	減額後	399,393	422,482							
8 級	減額前	465,311	476,745							
			8,145							
	減額後	418,779	436,469							
9 級	減額前	508,965	484,242							
			367							
	減額後	458,069	435,818							
全 級	減額前	346,410	333,615	333,526	344,731	479,410	327,813	335,216	391,579	393,303
		172	43			1,550	1,874	2,904	4,364	1,330
	減額後	324,248	313,082	313,514	323,247	444,649	307,254	315,150	367,835	368,538
	172	43			1,550	1,874	2,904	4,364	1,330	
	3,061	2,925	2,867	2,229	7,926	5,268	4,360	1,958	2,927	

(注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、中段は教職調整額、下段は経過措置額である。

第7表 給料表別平均給与月額

区分 給料表		平均支給月額											
		給料	うち給料 の調整額	うち教職 調整額	うち経過 措置額	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	特勤勤務手当	その他	合計	
全給料表		円				円	円	円	円	円	円	円	
全給料表	23年	370,318 347,101	1,314	6,939 6,535	3,030 2,837	6,342 5,037	11,176	441 409	3,500	4,431 4,167	2,370	398,578 373,758	
	22年	372,591 349,237	1,529	6,931 6,527	4,613 4,317	6,350 5,044	11,444	432 400	3,549	4,610 4,333	2,396	401,372 376,403	
行政職	23年	346,410 324,248	172		3,265 3,061	8,209 6,468	12,318	600 557	2,266	3,231 3,044	1,863	374,897 350,764	
		22年	349,521 327,203	176		5,028 4,709	7,938 6,254	12,796	604 561	2,231	3,351 3,154	1,904	378,345 354,103
	(中小学校事務職)	23年	328,144 308,455			5,139 4,831		6,324		4,357	6,958 6,580		345,783 325,716
		22年	335,976 315,817			7,279 6,843		6,906		3,940	7,066 6,673		353,888 333,336
公安職	23年	333,615 313,082	43		3,118 2,925	3,461 2,730	13,945	80 78	1,889	3,634 3,439	3,422	360,046 338,585	
	22年	336,996 316,260	43		4,772 4,476	3,400 2,678	14,175	109 105	1,688	3,452 3,265	3,755	363,575 341,926	
海事職	23年	333,526 313,514			3,050 2,867		14,622		3,178	4,145 3,990	1,533	357,004 336,837	
	22年	333,493 313,483			4,297 4,039		14,978		3,609	5,131 4,919	1,000	358,211 337,989	
研究職	23年	344,731 323,247			2,375 2,229	4,820 3,856	12,604		4,704	1,422 1,347	1,550	369,831 347,308	
	22年	349,390 327,504			3,640 3,413	5,410 4,328	13,104		4,123	2,100 1,982	1,367	375,494 352,408	
医療職(1)	23年	479,410 444,649	1,550		8,665 7,926	34,963 27,144	14,650	79,353 73,216	2,900	2,791 2,576	287,120	901,187 852,255	
	22年	475,432 441,191	1,632		9,237 8,453	34,774 27,095	15,303	78,826 72,766	4,789	4,555 4,248	296,289	909,968 861,681	
医療職(2)	23年	327,813 307,254	1,874		5,641 5,268	5,652 4,522	7,262		1,973	5,229 4,902	8,651	356,580 334,564	
		22年	345,763 323,971	1,455		8,690 8,118	6,321 5,057	8,930		4,732 4,451	4,220	371,553 348,216	
	(中小学校 栄養職)	23年	251,800 236,692										251,800 236,692
		22年	417,389 392,346			21,089 19,824							417,389 392,346
医療職(3)	23年	335,216 315,150	2,904		4,638 4,360	646 517	2,918		2,187	5,613 5,315	1,030	347,610 327,117	
	22年	344,409 323,759	2,447		6,321 5,942	677 541	3,516		2,250	6,590 6,253	718	358,160 337,037	
高等学校等 教育職	23年	391,579 367,835	4,364	13,770 12,971	2,085 1,958	3,248 2,598	10,642		5,349	3,131 2,946	1,051	415,000 390,421	
	22年	391,444 367,752	5,153	13,729 12,934	3,206 3,009	3,241 2,592	10,802		5,700	3,210 3,021	1,123	415,520 390,990	
中学校及び 小学校教育職	23年	393,303 368,538	1,330	12,290 11,572	3,132 2,927	7,087 5,669	9,729		4,161	6,311 5,922	563	421,154 394,582	
	22年	395,127 370,219	1,567	12,279 11,560	4,750 4,439	7,293 5,835	9,835		4,243	6,651 6,236	647	423,796 397,015	

(注) 1 上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

2 特勤勤務手当の欄は、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校事務職、中小学校栄養職、中学校及び小学校教育職においてはへき手当及びへき手当に準ずる手当の合計額である。

3 その他は、初任給調整手当等である。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

区分 給料表	支給区分						受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種			
	本庁部長 など	本庁次長 など	本庁課長 校長 など	校長 など	本庁室長 校長・教頭 など	調整監 教頭 など			
全給料表	人 22	人 67	人 214	人 126	人 534	人 473	人 1,436	円 55,431 44,024	円 6,342 5,037
行政職	22	49	116	15	136	189	527	58,308 45,941	8,209 6,468
公安職		12	40	17			69	73,481 57,967	3,461 2,730
海事職							0	0 0	0 0
研究職			3		10	10	23	52,178 41,743	4,820 3,856
医療職(1)		6	7		1	1	15	93,233 72,385	34,963 27,144
医療職(2)					10	2	12	48,517 38,813	5,652 4,522
医療職(3)						1	1	43,300 34,640	646 517
高等学校等 教育職			17	27	50	24	118	56,561 45,249	3,248 2,598
中学校及び 小学校教育職			31	67	327	246	671	50,524 40,420	7,087 5,669

(注) 平均支給額の欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

第9表 給料表別扶養手当支給状況等

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
1人	2,261人	849人	1,412人
2人	2,205	837	3,573
3人	1,738	1,062	4,152
4人	615	513	1,947
5人	100	89	411
6人	9	8	46
7人	1	0	7
計	6,929	3,358	11,548

(注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

区分 給料表	受給者数	受給者 1人当たり 扶養親族数	受給者 1人当たり 平均支給額	職員 1人当たり 平均支給額
	人	人	円	円
全給料表	6,929	2.2	20,245	11,176
行政職	2,244	2.2	20,547	12,318
公安職	935	2.2	21,849	13,945
海事職	30	2.3	21,933	14,622
研究職	147	2.3	21,350	12,604
医療職(1)	26	2.3	22,538	14,650
医療職(2)	43	1.8	17,395	7,262
医療職(3)	14	1.6	13,964	2,918
高等学校等教育職	1,114	2.2	19,631	10,642
中学校及び小学校教育職	2,376	2.1	19,590	9,729

第10表 給料表別住居手当支給状況

区分 給料表	支給区分					職員数			受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	人	職員			配偶者等 人	受給者 人	非受給者 人	合計 人		
		手当月額 11,000円 以下	手当月額 11,000円 超 27,000円 未満	手当月額 27,000円 以上						
全給料表	1,759	16	785	958	35	1,794	10,757	12,551	24,486	3,500
	100.0%	0.9%	44.6%	54.5%		14.3%	85.7%	100.0%		
行政職	341	4	156	181	14	355	3,388	3,743	23,892	2,266
	100.0%	1.2%	45.7%	53.1%		9.5%	90.5%	100.0%		
公安職	107		70	37	13	120	1,345	1,465	23,061	1,889
	100.0%		65.4%	34.6%		8.2%	91.8%	100.0%		
海事職	6		3	3		6	39	45	23,833	3,178
	100.0%		50.0%	50.0%		13.3%	86.7%	100.0%		
研究職	47		18	29		47	202	249	24,919	4,704
	100.0%		38.3%	61.7%		18.9%	81.1%	100.0%		
医療職(1)	5		4	1		5	35	40	23,200	2,900
	100.0%		80.0%	20.0%		12.5%	87.5%	100.0%		
医療職(2)	8		3	5	1	9	94	103	22,578	1,973
	100.0%		37.5%	62.5%		8.7%	91.3%	100.0%		
医療職(3)	6		5	1		6	61	67	24,417	2,187
	100.0%		83.3%	16.7%		9.0%	91.0%	100.0%		
高等学校等 教育職	427		140	287	1	428	1,627	2,055	25,680	5,349
	100.0%		32.8%	67.2%		20.8%	79.2%	100.0%		
中学校及び 小学校教育職	812	12	386	414	6	818	3,966	4,784	24,336	4,161
	100.0%	1.5%	47.5%	51.0%		17.1%	82.9%	100.0%		

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、「職員」と「配偶者等」の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者			併用者	小計				
		自動 四輪	自転 車等	自動四輪と 自転車等						
全給料表	人 355 2.8%	人 8,876 70.7%	人 628 5.0%	人 3 0.0%	人 68 0.5%	人 9,930 79.1%	人 2,621 20.9%	人 12,551 100.0%	円 9,249	円 7,317
行政職	287 7.7%	1,968 52.6%	365 9.8%	2 0.1%	46 1.2%	2,668 71.3%	1,075 28.7%	3,743 100.0%	9,980	7,113
公安職	28 1.9%	567 38.7%	205 14.0%		1 0.1%	801 54.7%	664 45.3%	1,465 100.0%	4,280	2,340
海事職		21 46.7%				21 46.7%	24 53.3%	45 100.0%	10,852	5,064
研究職	10 4.0%	196 78.7%	26 10.4%	1 0.4%		233 93.6%	16 6.4%	249 100.0%	9,212	8,620
医療職(1)	1 2.5%	7 17.5%				8 20.0%	32 80.0%	40 100.0%	19,050	3,810
医療職(2)		74 71.8%	3 2.9%		2 1.9%	79 76.7%	24 23.3%	103 100.0%	11,763	9,022
医療職(3)	1 1.5%	39 58.2%	3 4.5%			43 64.2%	24 35.8%	67 100.0%	9,851	6,323
高等学校等 教育職	16 0.8%	1,691 82.3%	11 0.5%		6 0.3%	1,724 83.9%	331 16.1%	2,055 100.0%	11,317	9,494
中学校及び 小学校教育職	12 0.3%	4,313 90.2%	15 0.3%		13 0.3%	4,353 91.0%	431 9.0%	4,784 100.0%	8,821	8,026

第12表 通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数

区分	通勤方法等	交通機関等 利用者	交通用具使用者			併用者		計
			自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関等と 自動四輪	交通機関等と 自転車等	
手当受給職員数		人 355	人 8,876	人 628	人 3	人 52	人 16	人 9,930
運賃等 相当額	10,000円以下	202				1	3	人 206
	10,001円以上 20,000円以下	140				32	10	182
	20,001円以上 30,000円以下	10				12	1	23
	30,001円以上 40,000円以下	3				3		6
	40,001円以上 50,000円以下					3	1	4
	50,001円以上 55,000円以下							0
	55,001円以上					1	1	2
	計	355				52	16	423
	受給職員平均運賃等相当額	円 10,842				円 21,386	円 19,500	円 12,466
使用 距離	4 km未満		人 1,492	人 409	人 1	人 27	人 10	人 1,938
	4 km以上 6 km未満		1,234	153	1	8	4	1,400
	6 km以上 10km未満		1,626	58	1	11	2	1,698
	10km以上 14km未満		984	7	1	3		995
	14km以上 18km未満		712			2		714
	18km以上 22km未満		598	1		1		600
	22km以上 26km未満		437					437
	26km以上 30km未満		325					325
	30km以上 34km未満		346					346
	34km以上 38km未満		350					350
	38km以上 42km未満		246					246
	42km以上 46km未満		163					163
	46km以上 50km未満		96					96
	50km以上 54km未満		94					94
	54km以上 58km未満		59					59
	58km以上 62km未満		42					42
	62km以上 66km未満		27					27
	66km以上 70km未満		16					16
	70km以上 74km未満		12					12
	74km以上 78km未満		6					6
	78km以上		11					11
計		8,876	628	3	52	16	9,575	
受給職員平均支給額		円 9,654	円 1,368	円 4,933	円 3,881	円 1,388	円 9,064	

(注) 受給職員平均運賃等相当額等は、1箇月当たりのものである。

第13表 給料表別地域手当支給状況

区分 給料表	支給区分						非支給地	受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地				
	東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市 ほか	広島県 広島市		岡山県 岡山市				
全 給 料 表	人 19	人 11	人 2	人 9	人	人 1	人 40	人 82	円 67,525 62,541	円 441 409
行 政 職	18	10	2	8		1		39	57,589 53,491	600 557
公 安 職	1	1		1				3	38,985 37,870	80 78
海 事 職								0	0 0	0 0
研 究 職								0	0 0	0 0
医 療 職 (1)							40	40	79,353 73,216	79,353 73,216
医 療 職 (2)								0	0 0	0 0
医 療 職 (3)								0	0 0	0 0
高 等 学 校 等 教 育 職								0	0 0	0 0
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職								0	0 0	0 0

(注) 平均支給額の欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

第14表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

第15表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第16表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

項目	区分	
	平成 23 年	平成 22年
給 料	348,977 円	351,860 円
管 理 職 手 当	8,314	8,042
扶 養 手 当	12,502	12,964
地 域 手 当	609	612
住 居 手 当	2,286	2,255
特 地 勤 務 手 当	3,231	3,304
そ の 他	1,889	1,928
合 計	377,808 (353,478)	380,965 (356,542)

適 用 人 員	3,688 人	3,733 人
平 均 年 齢	44.5 歳	44.6 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 合計の欄の()は減額措置後の額である。
 3 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 4 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 5 その他は、初任給調整手当等である。

第17表 給料表別休職者等の状況

区 分 給 料 表	休 職	育 児 休 業	平成23年4月1日 付け退職	合 計
	人	人	人	人
全 給 料 表	50	173		223
行 政 職	15	33		48
公 安 職	3	5		8
海 事 職				0
研 究 職	1	1		2
医 療 職 (1)				0
医 療 職 (2)		1		1
医 療 職 (3)		5		5
高 等 学 校 等 教 育 職	9	47		56
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	22	81		103

第18表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級											計
	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	5	24		4	1	5	4					43
行 政 職				4		1						5
(中 小 学 校 事 務 職)				4								4
公 安 職					1	4	4					9
海 事 職												0
研 究 職												0
医 療 職 (1)												0
医 療 職 (2)												0
(中 小 学 校 栄 養 職)												0
医 療 職 (3)												0
高 等 学 校 等 教 育 職	5	19										24
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職		5										5

その2 短時間勤務職員

該当なし

2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成23年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、平成23年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の方法

本委員会及び人事院の職員等が分担して各事業所に赴き、面接によって調査した。

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された226事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種…22職種、その他の職種…56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から124事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した124事業所のうち、規模が調査の対象外である事業所及び調査不能の事業所を除く117事業所である。

イ 調査実人員 4,499人

内訳 初任給関係 153人（うち行政職に相当する職種 128人）

上記以外 4,346人（うち行政職に相当する職種3,173人）

(6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

第19表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 117	事業所 30	事業所 57	事業所 30
漁 業	1	0	0	1
鉱 業、採石業、 砂利採取業、建設業	10	3	2	5
製 造 業	66	10	36	20
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	18	10	5	3
卸 売 業、小 売 業	6	1	4	1
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	3	2	1	0
教育、学習支援業、医療、福 祉、サービスイ業	13	4	9	0

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第20表 民間との給与比較における対応関係

職員の 職務の級	民間の従業員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	_____	_____
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級			
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長代理・技術課長代理
5級			
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級			
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級			
	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。
2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
9級	本庁の部長の職務又はこれに相当する職務
8級	本庁の次長の職務又はこれに相当する職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
6級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
5級	本庁のグループリーダーの職務又はこれに相当する職務
4級	企画員の職務又はこれに相当する職務
3級	主任の職務又はこれに相当する職務
2級	主任主事若しくは主任技師の職務又はこれらに相当する職務
1級	主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務

第21表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

その1 給与比較の対象職種

- ・支店長…構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長…構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部長・技術部長… { 2課以上又は構成員20人以上の部の長
職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部次長・技術部次長… { 前記部長に事故等のあるときの職務代行者
職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
- ・事務課長・技術課長… { 2係以上又は構成員10人以上の課の長
職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
- ・事務課長代理・技術課長代理… { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者
課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
課長に直属し部下4人以上を有する者
職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
- ・事務係長・技術係長… { 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者
職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職

その2 給与比較の対象外職種

- ・電話交換手…見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・研究所長…構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
- ・研究部(課)長…2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
- ・研究室(係)長…構成員3人以上の室(係)の長
- ・主任研究員…研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
- ・病院長…部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院長…上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長…部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長…部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長…部下に看護師長5人以上
- ・看護師長…部下に看護師又は准看護師5人以上

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額		
			きま って支 給す る給 与 A	うち 時間 外 手 当 B	A-B
支店長	7	49.8	671,712	1,882	669,830
大学卒	5	46.8	630,061	2,631	627,430
短大卒	-	-	-	-	-
高校卒	2	*	*	*	*
中学校卒	-	-	-	-	-
工場長	13	50.9	617,093	448	616,645
大学卒	6	49.6	640,333	970	639,363
短大卒	2	*	*	*	*
高校卒	5	52.7	618,457	-	618,457
中学校卒	-	-	-	-	-
事務部長	62	53.1	503,555	1,931	501,624
大学卒	37	52.7	520,900	2,682	518,218
短大卒	4	53.3	613,291	-	613,291
高校卒	20	53.2	466,592	-	466,592
中学校卒	1	*	*	*	*
技術部長	67	52.5	519,510	1,244	518,266
大学卒	32	50.8	577,497	39	577,458
短大卒	6	51.9	468,931	-	468,931
高校卒	26	54.5	465,808	3,032	462,776
中学校卒	3	53.7	540,691	-	540,691
事務部次長	18	52.9	483,515	-	483,515
大学卒	11	53.0	479,372	-	479,372
短大卒	2	*	*	*	*
高校卒	5	53.6	490,076	-	490,076
中学校卒	-	-	-	-	-
技術部次長	10	51.2	423,225	-	423,225
大学卒	4	49.5	597,809	-	597,809
短大卒	-	-	-	-	-
高校卒	6	51.8	351,179	-	351,179
中学校卒	-	-	-	-	-

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成23年4月分平均支給額の欄を「*」としている。(以下本表において同じ。)

職 種 名	区 分	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成23年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒		112	47.9	446,900	3,060	443,840
		45	46.4	470,221	4,356	465,865
		9	43.3	453,023	-	453,023
		57	49.6	433,582	2,758	430,824
		1	*	*	*	*
		191	48.1	492,234	7,089	485,145
		74	46.9	521,405	5,312	516,093
		27	47.6	487,004	2,977	484,027
		88	49.0	470,659	9,494	461,165
		2	*	*	*	*
事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒		12	45.4	339,219	23,593	315,626
		5	43.1	288,873	2,675	286,198
		1	*	*	*	*
		6	48.4	408,221	51,166	357,055
		-	-	-	-	-
		36	48.5	482,046	66,027	416,019
		7	41.8	505,105	106,336	398,769
		6	44.7	481,482	57,883	423,599
		14	49.0	432,209	44,382	387,827
		9	55.6	553,685	78,588	475,097
事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒		124	44.4	363,143	36,712	326,431
		52	42.9	371,076	35,031	336,045
		13	47.3	342,544	27,821	314,723
		58	44.6	361,169	40,840	320,329
		1	*	*	*	*
		208	45.4	443,944	71,176	372,768
		72	43.7	474,973	77,260	397,713
		27	46.4	480,199	72,141	408,058
		103	46.1	410,188	67,847	342,341
		6	54.2	412,923	37,179	375,744

区分 職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			
				きま って支 給す る給 与 A	うち 時間 外 手 当 B	A-B	
		人	歳	円	円	円	
事	務主任	155	42.7	316,716	38,691	278,025	
	大学卒	46	39.0	307,384	32,089	275,295	
	短大卒	27	42.5	298,153	32,278	265,875	
	高校卒	75	44.5	320,796	41,737	279,059	
	中学卒	7	48.8	410,000	75,114	334,886	
技	術主任	236	41.8	401,500	71,824	329,676	
	大学卒	89	39.9	397,437	72,239	325,198	
	短大卒	30	40.6	401,925	77,821	324,104	
	高校卒	97	41.7	380,798	66,935	313,863	
	中学卒	20	53.0	508,668	82,249	426,419	
事	務係員	967	38.1	261,790	31,260	230,530	
	大学卒	268	34.5	282,400	38,993	243,407	
	短大卒	152	38.1	252,872	24,501	228,371	
	高校卒	539	39.5	254,556	29,668	224,888	
	中学卒	8	53.2	254,198	15,739	238,459	
	技	術係員	955	36.0	294,116	48,100	246,016
		大学卒	319	33.0	311,185	50,076	261,109
		短大卒	121	35.9	280,931	40,955	239,976
		高校卒	496	37.7	284,759	48,439	236,320
		中学卒	19	44.5	335,454	57,438	278,016

2 企業規模500人以上

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	5人	51.1歳	724,931円	-円	724,931円
工場長	6	52.7	854,536	1,140	853,396
事務部長	28	53.5	635,086	-	635,086
技術部長	23	51.7	722,027	-	722,027
事務部次長	10	52.6	555,717	-	555,717
技術部次長	4	50.6	586,719	-	586,719
事務課長	50	50.1	539,993	4,229	535,764
技術課長	90	49.0	608,373	14,862	593,511
事務課長代理	3	51.9	547,509	102,174	445,335
技術課長代理	20	49.4	576,681	114,101	462,580
事務係長	53	45.6	441,138	59,552	381,586
技術係長	114	45.7	520,822	95,668	425,154
事務主任	42	43.8	408,184	67,479	340,705
技術主任	110	44.3	468,219	89,712	378,507
事務係員	414	38.7	310,395	47,378	263,017
技術係員	522	35.9	307,566	54,201	253,365

3 企業規模100人以上500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	人 2	歳 *	円 *	円 *	円 *
工場長	6	49.5	496,922	-	496,922
事務部長	26	52.5	425,342	3,959	421,383
技術部長	27	52.5	489,336	3,623	485,713
事務部次長	7	52.6	380,681	-	380,681
技術部次長	2	*	*	*	*
事務課長	44	47.6	406,470	2,889	403,581
技術課長	76	47.9	423,179	1,254	421,925
事務課長代理	7	45.9	287,923	-	287,923
技術課長代理	14	48.1	397,499	20,307	377,192
事務係長	59	43.3	322,028	26,096	295,932
技術係長	77	45.8	374,307	54,230	320,077
事務主任	101	42.5	293,632	30,535	263,097
技術主任	112	39.9	349,256	60,125	289,131
事務係員	431	37.7	225,933	18,502	207,431
技術係員	361	34.7	267,700	40,285	227,415

4 企業規模100人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額		
			きま って支 給 する 給与 A	うち 時間 外 手 当 B	A-B
支店長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
工場長	1	*	*	*	*
事務部長	8	53.5	390,681	2,062	388,619
技術部長	17	53.2	402,145	-	402,145
事務部次長	1	*	*	*	*
技術部次長	4	53.0	333,634	-	333,634
事務課長	18	45.1	364,384	1,539	362,845
技術課長	25	46.6	382,284	1,819	380,465
事務課長代理	2	*	*	*	*
技術課長代理	2	*	*	*	*
事務係長	12	44.6	297,554	13,453	284,101
技術係長	17	43.3	295,378	10,540	284,838
事務主任	12	41.5	258,761	24,678	234,083
技術主任	14	36.9	259,078	23,300	235,778
事務係員	122	37.2	209,023	15,583	193,440
技術係員	72	41.5	267,854	21,168	246,686

その2 給与比較の対象外職種
規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年 齢	平成23年4月分平均支給額		
			きまって支 給する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
電 話 交 換 手	-	-	-	-	-
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-
守 衛	-	-	-	-	-
用 務 員	-	-	-	-	-
研 究 所 長	1	*	*	*	*
研 究 部 (課) 長	1	*	*	*	*
研 究 室 (係) 長	11	46.5	590,464	-	590,464
主 任 研 究 員	-	-	-	-	-
研 究 員	20	34.1	391,372	45,572	345,800
研 究 補 助 員	-	-	-	-	-
病 院 長	5	60.1	1,286,816	67,541	1,219,275
副 院 長	12	54.6	1,302,969	201,646	1,101,323
医 科 長	38	49.7	1,217,660	185,824	1,031,836
医 師	67	38.0	970,855	168,975	801,880
歯 科 医 師	3	31.5	683,617	20,344	663,273
薬 局 長	7	54.1	478,746	36,911	441,835
薬 剤 師	38	35.1	333,579	45,752	287,827
診 療 放 射 線 技 師	59	38.6	356,293	38,219	318,074
臨 床 検 査 技 師	73	39.8	343,358	32,729	310,629
栄 養 士	42	34.8	260,719	14,051	246,668
理 学 療 法 士	112	32.3	276,267	20,250	256,017
作 業 療 法 士	87	30.4	258,150	12,034	246,116
総 看 護 師 長	10	54.7	473,968	280	473,688
看 護 師 長	140	47.5	419,369	41,723	377,646
看 護 師	308	36.5	352,395	56,829	295,566
准 看 護 師	139	42.8	290,605	31,726	258,879

第22表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	500人未満
			円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	* 185,568	* 187,792	* 177,150
		短大卒	* 145,333	x	* 145,091
		高校卒	* 151,487	x	* 147,018
	新卒技術者	大学卒	188,621	* 206,253	* 181,404
		短大卒	* 168,698	x	* 165,226
		高校卒	* 150,696	* 151,419	* 149,795
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	21 187,051	* 192,547	180,393
		短大卒	* 160,265	* 165,810	* 158,614
		高校卒	18 150,914	* 152,682	148,922
その他	準新卒看護師	短大卒	* 194,550	* 196,482	* 192,312
	準新卒准看護師	高校卒	* 167,270	-	* 167,270

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成22年度中に資格免許を取得し、平成23年4月までの間に採用された場合をいう。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第23表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況		
		採用あり	採用なし			
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	32.2	(9.3)	(90.7)	-	67.8
	500人以上	79.6	(5.1)	(94.9)	-	20.4
	500人未満	18.8	(14.3)	(85.7)	-	81.2
高校卒	計	33.4	(12.8)	(83.6)	(3.6)	66.6
	500人以上	79.3	(20.6)	(79.4)	-	20.7
	500人未満	20.4	(4.3)	(88.2)	(7.5)	79.6

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第24表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度あり			昇給制度 無し	
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	計		100.0%	(53.0)	(79.4)	(54.0)	0.0%
	500人以上		100.0%	(73.5)	(86.6)	(75.3)	0.0%
	500人未満 100人以上		100.0%	(53.9)	(77.4)	(55.1)	0.0%
	100人未満		100.0%	(33.3)	(76.2)	(33.3)	0.0%
課長級	計		100.0%	(42.9)	(78.0)	(50.7)	0.0%
	500人以上		100.0%	(53.6)	(88.9)	(69.3)	0.0%
	500人未満 100人以上		100.0%	(44.3)	(74.2)	(53.3)	0.0%
	100人未満		100.0%	(33.3)	(76.2)	(33.3)	0.0%

(注) 1 () 内の数字は、昇給制度のある事業所を100とした割合である。
2 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,009 円
配偶者と子1人	14,391
配偶者と子2人	18,491

(注) 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第26表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	52.0 %
非支給	48.0
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上26,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の最高支給限度額は、27,000円である。

第27表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (a)
	上半期 (b)	311,111 円	236,432 円
特別給の支給額	下半期 (A)	603,140 円	406,475 円
	上半期 (B)	535,910 円	351,289 円
特別給の支給割合	下半期 (A/a)	1.95 月分	1.74 月分
	上半期 (B/b)	1.72 月分	1.49 月分
年 間 計		3.68 月分	3.22 月分

(注) 1 下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 支給割合については、小数点以下第2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第28表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	部長級 (非役員)		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規 模 計	47.8	52.2	48.2	51.8	56.3	43.7
500人以上	32.6	67.4	35.7	64.3	57.1	42.9
100人以上 500人未満	56.5	43.5	54.7	45.3	58.7	41.3
100人未満	48.0	52.0	49.0	51.0	52.3	47.7

第29表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	4.3 %	4.3 %	4.5 %	4.5 %
30%	31.2	35.5	34.9	39.4
29%	0.0	35.5	0.0	39.4
28%	0.0	35.5	0.0	39.4
27%	0.0	35.5	0.0	39.4
26%	0.0	35.5	0.0	39.4
25%	64.5	100.0	60.6	100.0

3 生計費及び労働経済関係

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、平成23年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服及び履物
雑費 I	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の標準生計費に家計調査における費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）の全国と松江市との数値比を乗じて算出した。

2人～5人世帯については、費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数（次表のとおり）を乗じて算定した。

費目 \ 世帯人員	2人	3人	4人	5人
食料費	0.467	0.622	0.776	0.930
住居関係費	1.058	0.949	0.840	0.731
被服・履物費	0.398	0.533	0.668	0.803
雑費 I	0.333	0.468	0.603	0.737
雑費 II	0.421	0.460	0.500	0.539

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成22年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第30表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 全国

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,250円	32,730円	43,540円	54,360円	65,170円
住居関係費	51,870	57,250	51,360	45,480	39,590
被服・履物費	4,010	5,430	7,270	9,120	10,960
雑費Ⅰ	26,590	44,620	62,690	80,750	98,810
雑費Ⅱ	9,670	29,310	32,070	34,810	37,560
計	117,390	169,340	196,930	224,520	252,090

その2 松江市

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,350円	34,150円	45,430円	56,720円	68,000円
住居関係費	45,310	50,020	44,870	39,730	34,590
被服・履物費	2,230	3,020	4,050	5,070	6,100
雑費Ⅰ	26,080	43,770	61,490	79,210	96,930
雑費Ⅱ	13,910	42,180	46,140	50,090	54,040
計	113,880	173,140	201,980	230,820	259,660

第31表 労働経済指標

項目			年度・年月	平成 21年度	平成 22年度	平成22年 4月	5月	6月	7月	
雇 用	① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	
	全 国	(倍)		0.45	0.56	0.48	0.50	0.52	0.53	
			島根県	(倍)	0.61	0.74	0.66	0.64	0.67	0.66
③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	5.2	5.0	5.1	5.1	5.2	5.1	
賃 金 ・ 労 働 時 間	④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	(千円)	288.8	291.4	294.9	289.2	291.8	291.1	
			前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 1.6	0.9	1.4	1.1	1.3	1.1	
		島根県	(千円)			257.7	252.6	256.3	253.0	
			前年度比・ 前年同月比 (%)			4.3	3.8	3.0	1.7	
	⑤ うち所定内給与	全 国	(千円)	266.8	267.4	270.3	265.8	268.4	267.3	
			前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 1.1	0.2	0.3	0.1	0.2	0.0	
		島根県	(千円)			234.7	231.7	234.9	231.7	
			前年度比・ 前年同月比 (%)			1.4	1.5	1.2	0.2	
	⑥ うち所定外給与	全 国	(千円)	22.0	24.0	24.6	23.4	23.4	23.9	
			前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 7.6	9.1	16.0	14.1	15.9	14.0	
	島根県	(千円)			23.0	20.9	21.4	21.3		
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	(時間)	148.1	149.5	156.4	143.1	154.8	154.8		
					158.8	144.4	156.3	153.9		
	島根県	(時間)								
⑧ うち所定外 労働時間数	全 国	(時間)	11.2	12.0	12.6	11.7	11.7	12.0		
	島根県	(時間)			11.3	10.1	10.6	10.6		
生 計 費	⑨ 消費支出 (名目)	全 世 帯	全 国	(千円)	292.1	290.8	301.4	281.4	276.7	286.0
				前年比・ 前年同月比 (%)	△ 1.7	△ 0.4	△ 1.8	△ 1.7	△ 0.7	0.3
		勤 労 者 世 帯	松江市	(千円)	288.8	280.6	266.3	252.4	271.1	293.8
				前年比・ 前年同月比 (%)	△ 3.5	△ 2.9	△ 16.8	△ 4.2	△ 9.9	18.7
			全 国	(千円)	318.9	318.2	331.7	303.4	298.2	316.5
				前年比・ 前年同月比 (%)	△ 1.6	△ 0.2	△ 3.5	△ 4.4	△ 0.6	0.4
松江市	(千円)	303.9	309.3	304.5	263.2	276.6	309.8			
	前年比・ 前年同月比 (%)	△ 3.7	1.8	△ 15.2	△ 7.2	△ 8.8	17.0			
物 価	⑩ 消費者物価指数 (総合)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 1.7	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 0.7	△ 0.9	
			松江市	前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 1.5	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.6
	⑪ 国内企業物価指数			前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 5.2	0.7	△ 0.2	0.4	0.4	△ 0.2

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑪は平成17年基準、⑩は平成22年基準（ただし、平成22年12月以前は平成17年基準）である。
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑨の平成21年度、22年度の欄は、それぞれ平成21暦年、22暦年の数値である。
 4 ⑨の全国の欄は農林漁家世帯を除く数値、松江市の欄は農林漁家世帯を含む数値である。
 5 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。
 (1)③は、平成22年度の欄及び平成23年3月分以降の欄については、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果となつて
 (2)⑨は、平成23年3月分以降の欄については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を回収できた地

8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	資料出所
△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	△ 0.1	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.54	0.55	0.56	0.57	0.58	0.61	0.62	0.63	0.61	0.61	厚生労働省
0.70	0.76	0.78	0.79	0.80	0.78	0.79	0.84	0.83	0.82	
5.0	5.0	5.1	5.1	4.9	4.9	4.6	4.6	4.7	4.5	総務省 (労働力調査)
290.5	291.1	292.3	291.9	292.6	289.7	290.9	291.2	293.1	288.6	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.0	1.0	0.9	0.8	1.0	0.6	0.6	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.2	
252.5	253.9	253.3	255.5	251.6	252.0	253.0	254.0	256.5	252.2	
2.5	1.7	1.6	0.3	0.5	△ 1.4	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.1	
266.8	267.5	268.1	267.2	267.8	265.9	266.6	266.9	269.2	265.9	
0.2	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4	0.3	△ 0.4	△ 0.3	0.1	
230.8	231.7	231.7	233.3	230.2	230.0	230.3	231.2	235.3	230.7	
1.4	0.3	△ 0.1	△ 0.7	0.0	△ 1.6	△ 1.7	△ 0.2	0.3	△ 0.4	
23.7	23.6	24.1	24.7	24.8	23.8	24.2	24.3	23.9	22.7	
12.1	10.4	7.2	7.2	6.1	3.3	4.2	1.5	△ 2.7	△ 3.0	
21.6	22.2	21.6	22.2	21.4	22.0	22.7	22.8	21.1	21.5	
147.6	150.5	150.0	152.3	150.0	140.5	145.6	149.5	152.1	142.2	
149.1	151.2	151.2	154.6	151.8	143.5	147.6	154.1	158.0	146.0	
11.7	11.9	12.2	12.5	12.5	11.7	12.0	12.1	11.8	11.2	
10.7	11.0	10.7	10.7	10.7	10.5	10.9	11.4	11.7	10.7	
294.0	276.1	287.9	283.8	327.5	290.1	261.3	291.3	291.9	276.5	総務省 (家計調査)
1.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 3.2	△ 0.5	△ 0.3	△ 9.2	△ 3.1	△ 1.7	
314.3	257.2	243.8	281.4	327.9	267.3	280.2	303.3	271.9	290.2	
23.1	1.1	△ 7.9	△ 4.2	△ 10.6	△ 8.9	3.6	3.0	2.1	15.0	
324.7	307.6	320.2	309.7	349.3	318.4	283.9	313.2	324.6	301.0	
2.1	2.2	4.6	2.0	△ 2.7	△ 0.5	△ 0.2	△ 11.2	△ 2.1	△ 0.8	
355.9	242.5	263.3	334.6	347.4	294.4	342.0	342.3	336.1	336.0	
36.0	△ 10.5	△ 2.3	4.8	△ 7.3	△ 19.4	10.6	0.9	10.4	27.7	
△ 0.9	△ 0.6	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	総務省
△ 0.4	△ 0.6	0.3	0.1	△ 0.8	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3	
0.0	△ 0.2	0.9	0.9	1.2	1.5	1.7	2.0	2.5	2.1	日本銀行

いる。
域の結果で補完することにより、全国結果が推計されている。

4 人事管理関係

第32表 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況

その1 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
知事部局等	11.2	11.1	10.6	10.6
警察	6.5	6.7	6.2	6.0
高校等	11.0	10.6	10.9	10.7
小中学校等	11.4	10.0	10.3	10.2
全所属	10.7	10.1	10.0	9.9

(勤務条件等実態調査)

その2 夏季休暇の取得状況

(単位：日)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
知事部局等	3.6	3.6	3.6	3.6
警察	3.3	3.3	3.1	3.4
高校等	3.3	3.5	3.4	3.4
小中学校等	3.9	3.9	3.8	3.8
全所属	3.6	3.7	3.6	3.6

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6,7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査
 2 日数は、職員1人あたりの平均取得日数である。
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：学校事務職員、学校栄養職員及び教育職員（以下「教職員」という。）の勤務する小学校、中学校及び共同調理場

第33表 時間外勤務の状況

(単位：時間)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
知事部局等	119.1	111.2	145.3	146.5
警察	237.6	252.7	272.2	279.2
高校等	27.7	30.9	40.9	50.5
小中学校等	72.5	77.4	89.4	100.0
全所属	143.6	147.9	177.1	181.8

- (注) 1 時間数は、時間外勤務手当の対象となる職員1人あたりの平均である。
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）に勤務する職員
 「高校等」：高校、特別支援学校に勤務する事務職員
 「小中学校等」：小学校、中学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員及び事務職員
 3 平成20年度より病院局の職員を集計から除いている。

第34表 育児休業・介護休暇の取得状況

その1 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
知事部局等	32(0)	34(2)	48(2)	29(2)
警察	6(0)	8(0)	12(0)	11(0)
高校等	57(1)	45(2)	48(2)	48(0)
小中学校等	73(0)	88(0)	70(1)	79(0)
全所属	168(1)	175(4)	178(5)	167(2)

その2 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
知事部局等	4(3)	0(0)	0(0)	1(1)
警察	3(2)	0(0)	0(0)	1(1)
高校等	3(0)	1(0)	2(0)	5(0)
小中学校等	9(2)	12(1)	9(1)	6(0)
全所属	19(7)	13(1)	11(1)	13(2)

- (注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場

第35表 私傷病休暇・私傷病休職の状況

その1 私傷病休暇取得者数

(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
知事部局等	187	151	162	182
うち精神疾患	38	27	29	36
警察	53	48	57	41
うち精神疾患	10	19	17	9
高校等	270	222	228	249
うち精神疾患	25	18	13	33
小中学校等	312	288	353	318
うち精神疾患	39	35	36	45
全所属	822	709	800	790
うち精神疾患	112	99	95	123

(勤務条件等実態調査)

その2 私傷病休職者数

(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
知事部局等	26	16	15	15
うち精神疾患	17	9	9	10
警察	0	3	5	6
うち精神疾患	0	2	4	6
高校等	23	26	12	15
うち精神疾患	18	19	9	11
小中学校等	39	39	35	35
うち精神疾患	30	28	21	24
全所属	88	84	67	71
うち精神疾患	65	58	43	51

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6、7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査
 2 人数は、各年（1月1日から12月31日）における休暇取得者及び休職者の実人数であり、休暇及び休職の両方に該当した場合は何れの表にも計上している。
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場

職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 平成23年10月24日

編集・発行 島根県人事委員会事務局
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

～人事委員会委員長談話～

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定を勧告しました。
本委員会は、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握するため、6月から8月にかけて「職種別民間給与実態調査」を実施し、依然として厳しい経営環境に置かれている県内民間事業所における給与実態をもとに、人事院勧告や他の都道府県の状況及び職員給与が給与カットの影響を受けていることも勘案した上で、職員給与について検討を行いました。
- 2 職員給与については、平成18年度に実施した給与制度の見直しにより、それ以降年々下がってきています。しかしながら、県内の民間給与も下がっているため、職員給与は民間給与を上回った状況が続き、公民較差は縮小しているものの較差解消には至っていない状況にあります。
また、本県では平成15年度以降給与カットが実施されており、給与カット後における職員給与が民間給与を下回っている状況にあります。
昨今の地方公務員の給与については、「制度」・「構造」については国に準じ、「水準」については地域民間給与水準を反映させることが求められており、他の都道府県においても、多くの団体が地域民間水準を反映させた給与改定を勧告しています。
- 3 本委員会は以上の状況を踏まえて、現在本県で行われている給与カットが平成24年3月に期限を迎えることを機に、平成24年4月から、職員の給与水準については県内民間給与水準との均衡、「制度」・「構造」については国に準じることを基本とした勧告を行う必要があると判断し、県内民間事業所の厳しい給与実態から、月例給、特別給ともに引き下げるよう勧告いたしました。
- 4 この勧告に基づいた給与改定を実施することは、本来あるべき職員の給与水準を確保し、職員の努力や実績に報いるとともに、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと考えます。また、県内民間給与水準との均衡を図ることは、職員給与に対する県民からの理解・信頼を深め、納得が得られるものと考えております。
県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう強く要請いたします。
- 5 職員の皆さんにおいては、平成15年度以降給与カットが実施される状況の下、行財政改革による限られた予算・人員の中で、多様化・複雑化する行政需要に応えるべく日々職務に奮闘されています。今後とも、県民全体の奉仕者として、効率的で質の高い行政サービスを提供するという責務を自覚し、県民の期待と要請に応えるため、使命感と誇りを持って引き続き職務に精励されることを期待いたします。
- 6 県民各位におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成23年10月24日

島根県人事委員会
委員長 中村 寿夫

職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成 23 年 10 月 24 日
島根県人事委員会

1. 報告・勧告のポイント

職員給与水準と県内民間給与水準を均衡させるため、月例給、特別給ともに引下げ

- ① 月例給の引下げ (△1.95%)
- ② 期末・勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (△0.15 月分)

2. 職員給与と民間給与との比較

企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内 117 民間事業所の個人別給与を实地調査

(1) 月例給 ~役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比し、精密に比較(ラスパイレス方式)~

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
370,429 円	377,808 円	△ 7,379 円 (△1.95%)
行政職の平均年齢 44.5 歳		

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

※民間給与は昨年 (370,200 円) と比べて 229 円増加

(2) 特別給 (ボーナス) ~民間の昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の支給実績と比較~

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
3.68 月分	3.85 月分	△0.17 月分

※民間の特別給は昨年 (3.61 月分) と比べて 0.07 月分増加

3. 勧告の内容

(1) 月例給 【公民較差△7,379 円 (△1.95%) を解消】

○給料月額引下げ (医療職給料表(1) (医師・歯科医師) を除く。)

○55 歳を超える職員に対する給与の抑制措置 (△1.5%) [前年度と同様の勧告]

【行政職の平均改定額・改定率】

内 訳	区 分	行政職	
		改定額	改定率
給	料	△7,250 円	△1.92%
諸	手 当	△129 円	△0.03%
合	計	△7,379 円	△1.95%
現 行 給 与 月 額		377,808 円	
勧 告 後 の 給 与 月 額		370,429 円	

(2) 期末手当・勤勉手当 【県内民間の支給割合 3.68 月分と均衡】

○期末手当・勤勉手当を引下げ (△0.15 月分)

(一般の職員の支給月数)

	6 月期	12 月期	年間計
期末手当	1.1 月 (現行 1.15 月)	1.3 月 (現行 1.35 月)	3.7 月 (現行 3.85 月)
勤勉手当	0.65 月 (現行 0.675 月)	0.65 月 (現行 0.675 月)	

(3) 経過措置額の廃止について

○人事院勧告に準じて平成 18 年度給料表の切替に伴う経過措置額を廃止

○平成 24 年度は経過措置額として支給されている給料の半額 (上限 1 万円) を減額して支給し、平成 25 年 4 月 1 日に廃止

(4) 実施時期

○平成 24 年 4 月 1 日から実施

4. 報告事項（勧告との重複事項は除く）

○人事管理上の課題

①人材の確保・育成

- ・多様な有為の人材を確保するため、引き続き採用試験制度を改善
- ・効果的な情報発信による受験者確保の取組を推進
- ・「島根県人材育成基本方針」に基づく、職員一人ひとりの意識改革と資質向上への取組の推進が必要

②能力・実績に基づく人事管理

- ・人事評価結果の処遇反映の拡大に向けた取組の推進が必要

③女性職員の登用

- ・職域の拡大などによる計画的な人材育成や管理職への積極的登用への取組が引き続き必要

④ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は重要な課題
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現のために、職員の仕事と育児・介護の両立に向けた支援が必要
- ・男性職員の育児休業の取得促進の一助として、国に準じて、短期間の育児休業取得者の期末手当の算定方法を見直し

⑤時間外勤務の縮減

- ・管理監督者の効率的な業務運営と、職員一人ひとりの効率よい業務の遂行が必要
- ・教育職員における勤務時間の適正化に向けた取組の徹底が必要

⑥メンタルヘルス対策

- ・管理監督者を中心に職場ぐるみでの協力・助け合う職場環境づくりが重要
- ・引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、より実効性のある対策が必要

⑦高齢期の雇用問題

- ・今後の国の動向を踏まえ、高齢期の雇用に伴う具体的な課題について検討

⑧公務員制度改革（公務員の労働基本権）

- ・現在、国において進められている公務員の労働基本権の在り方の見直しは、地方公務員制度の基本的な枠組みに大きな影響を与えることから、今後の国の動向を注視

5. 勧告実施の要請について

- この勧告に基づいた給与改定を実施することが、本来あるべき職員の給与水準を確保することになるため、本委員会の勧告どおり実施されるよう強く要請

【参 考】

職員の平均給与月額及び平均年間給与額

（行政職 平均年齢 44.2 歳）

	現 行	勧 告 後	比 較
平均給与月額	374,897 円	367,584 円	△7,313 円
平均年間給与額	5,995,424 円	5,819,802 円	△175,622 円

（注） 1 本年度の新規学卒の採用者を含む額であり、民間給与との比較に用いた額とは一致しない。

2 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したものである。

県職員の給与と人事委員会勧告

平成23年10月

島根県人事委員会

県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています。

職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

(地方公務員法第24条第1項)

均衡の原則

職員の給与は、

- ・生計費
 - ・国及び他の地方公共団体の職員の給与
 - ・民間事業の従業員の給与
 - ・その他の事情
- を考慮して定められなければなりません。

(地方公務員法第24条第3項)

条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第6項等)

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、労使交渉を通じて給与を決定することはできません。
この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

人事委員会勧告の位置付け

【情勢適応の原則】

- 1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならない。
- 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(地方公務員法第14条)

(給料表に関する報告及び勧告)

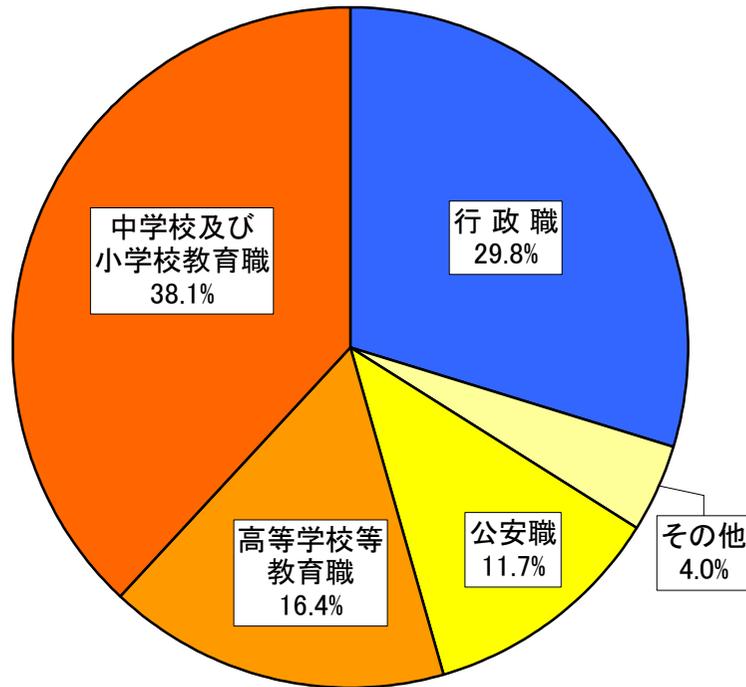
人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(地方公務員法第26条)

給与勧告の対象職員

平成23年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(休職者等を除く。)は、12,551人です。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、3,743人で全体の29.8%を占めています。

また、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて6,839人(全体の54.5%)、警察官である公安職給料表適用職員が1,465人(全体の11.7%)となっています。

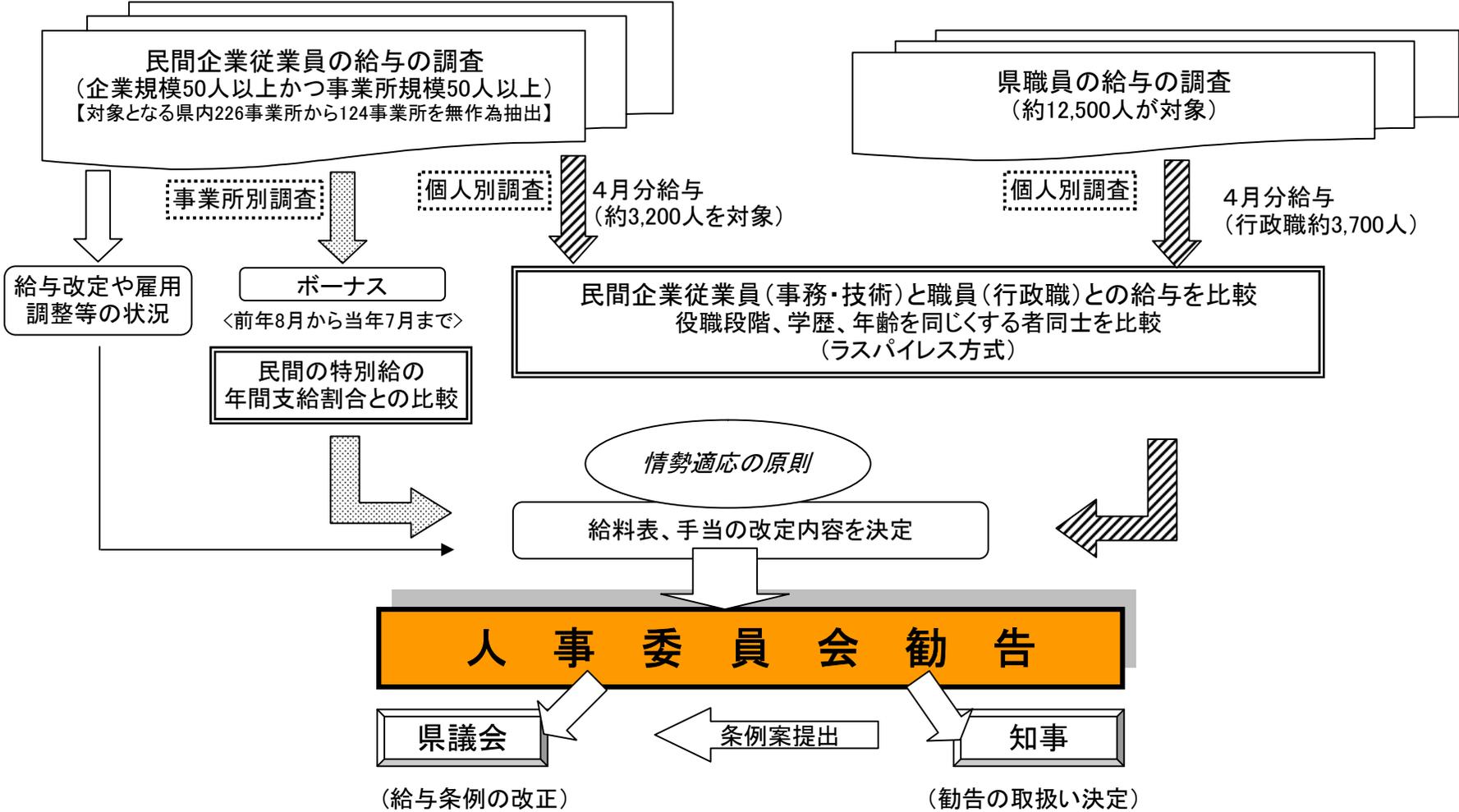


給料表の区分	職員の例	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,743
海事職給料表	試験船、実習船等に乗組む船員	45
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	249
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	40
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	103
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	67
公安職給料表	警察官	1,465
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	2,055
中学校及び小学校教育職給料表	小・中学校に勤務する教育職員	4,784
計		12,551

※上記職員の外に、人事委員会の給与勧告の対象外職員として、公営企業(病院局、企業局)職員及び現業(技能労務)職員(1,293人)が在職している。

人事委員会勧告の手順

島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



民間給与との比較方法(1)

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。このため、県職員と民間企業従業員の給与を比較する際には、ラスパイレス方式による比較を行っています。

単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

〔A社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	20万円
30歳	20人	30万円
40歳	20人	40万円
合計	60人	平均 30.0万円

〔B社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	30人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	10人	41万円
合計	60人	平均 27.7万円

A社もB社も
同じ人員構成
として比較

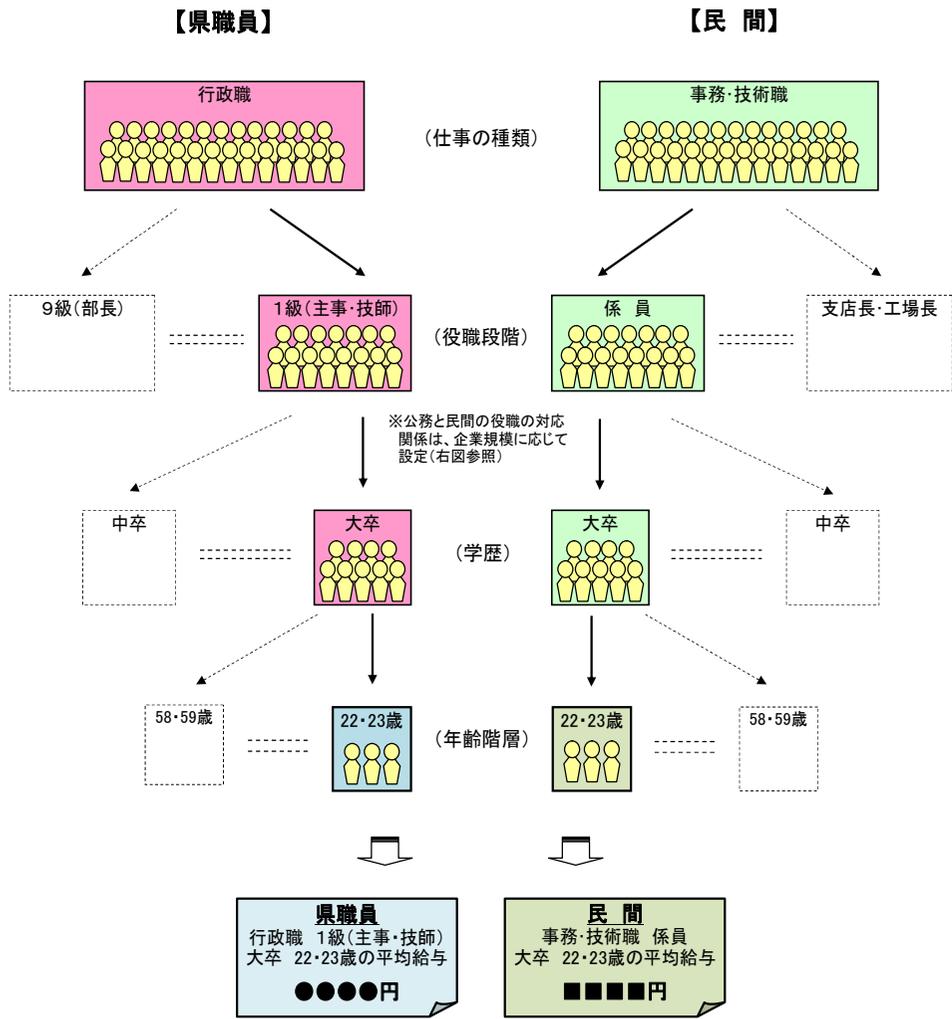
〔 A社の人員構成に合わせた場合の
B社の賃金 〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	20人	41万円
合計	60人	平均 31.0万円

民間給与との比較方法(2)

月例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。

1. 県職員と民間の職種・役職段階・学歴・年齢を同じくする者の平均給与を算出



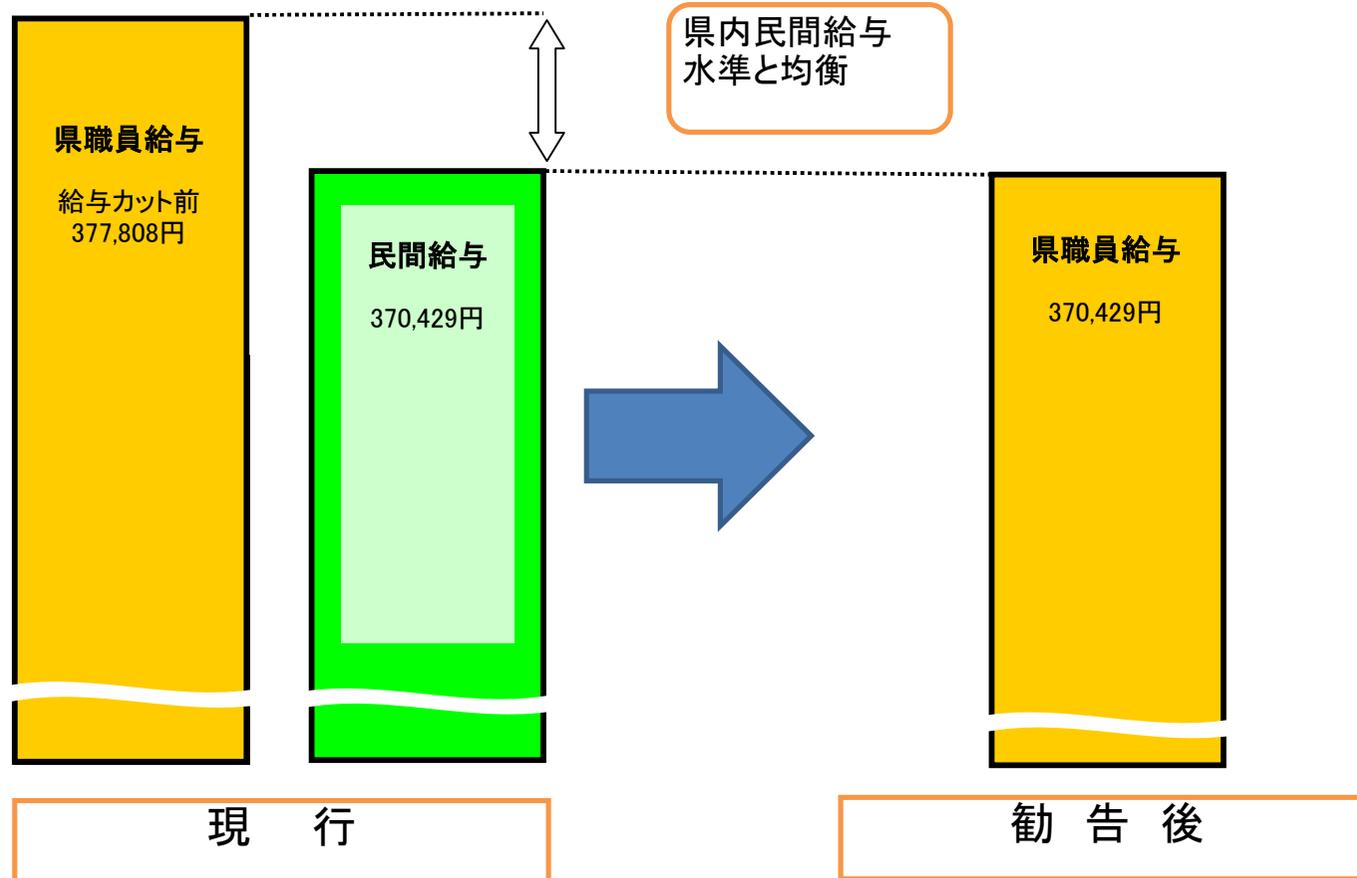
2. 1で算出した県職員及び民間の平均給与のそれぞれに、県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較

		企業規模			
		100人以上 500人以上	50人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
1級 主事・技師	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	係員	係員	係員
2級 主任主事 主任技師	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	主任	主任	主任
3級 主任	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	係長	係長	係長
4級 企画員	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	係長	課長代理	課長代理
5級 グループ リーダー	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長代理	課長	課長
6級 課長	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長代理	課長	支店長・工場長 部長 部次長
7級 課長	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
8級 次長	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
9級 部長	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	支店長・工場長 部長 部次長		
上記の総額(A)÷県職員総数=377,808円(a)		比較	上記の総額(B)÷県職員総数=370,429円(b)		
県職員給与と民間給与との較差(b-a)=▲7,379円(▲1.95%)					

県内民間給与水準に準拠した給与改定(月例給)(1)

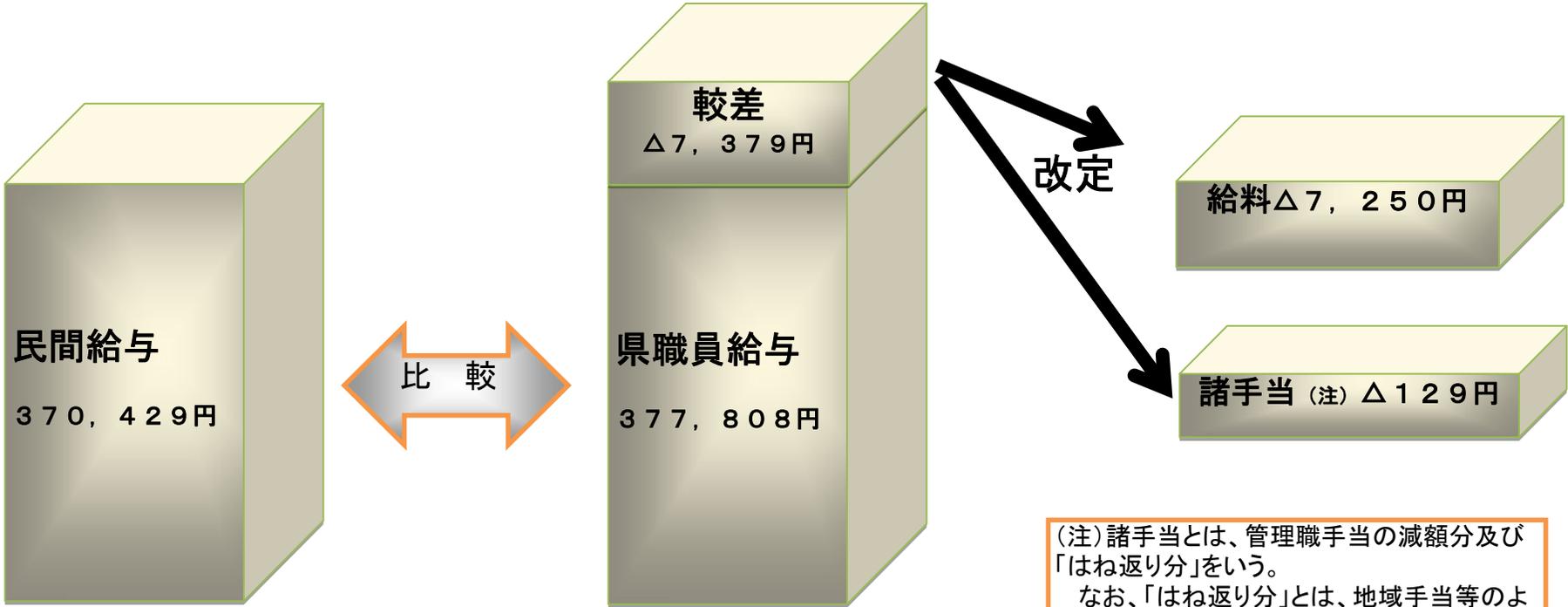
平成23年度末に給与カット期間の期限が到来することを機に、県職員給与を県内民間給与水準と均衡させることとしました。

月例給のイメージ図



県内民間給与水準に準拠した給与改定(月例給)(2)

本年の民間給与との較差 $\Delta 7,379$ 円($\Delta 1.95\%$)を解消するため、以下のとおり、月例給の引下げを行うこととしました。

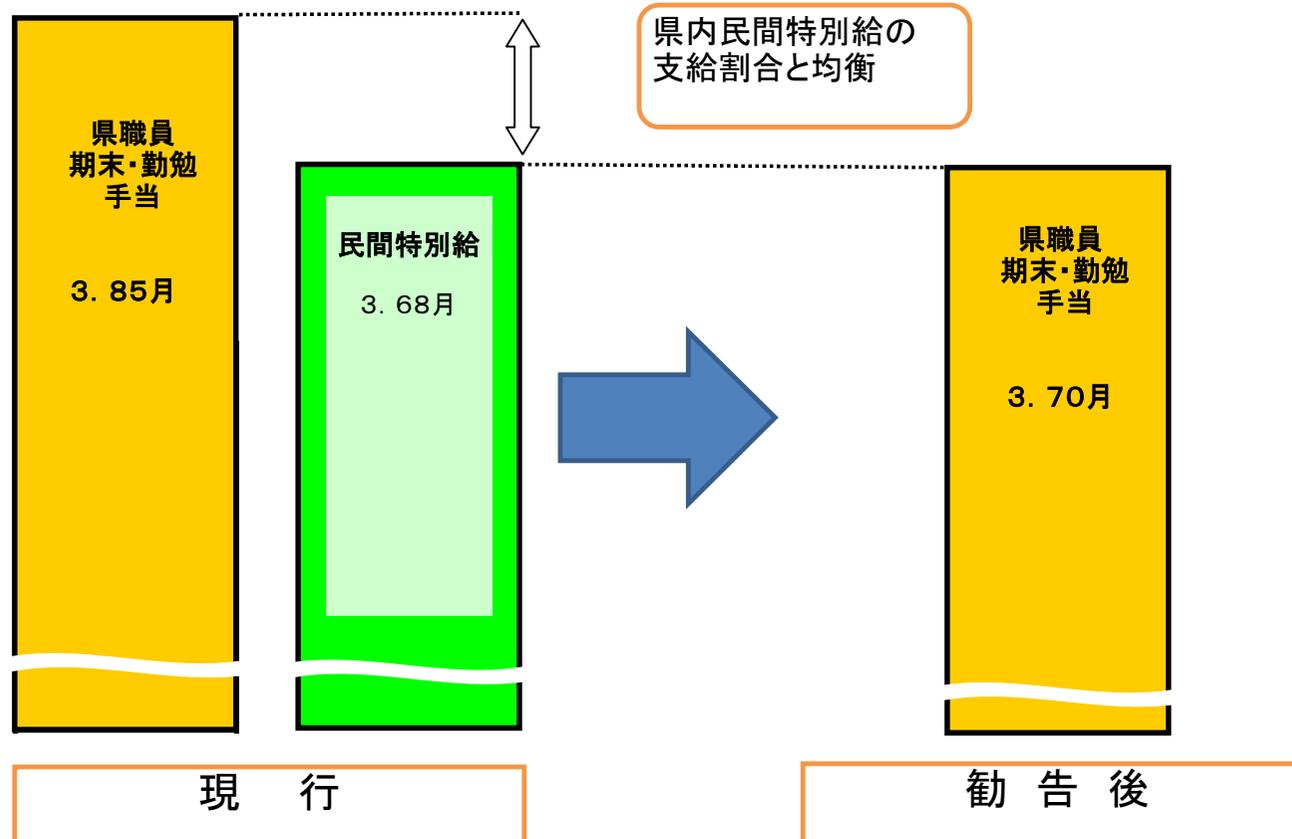


(注) 諸手当とは、管理職手当の減額分及び「はね返し分」をいう。
なお、「はね返し分」とは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

県内民間給与水準に準拠した給与改定(特別給)

県職員の期末・勤勉手当を県内民間の特別給の支給割合と均衡させることとしました。

特別給のイメージ図



平成18年度給与制度の見直しにおける経過措置額の廃止について

給与制度の見直しにおける経過措置額については、人事院勧告に準じて廃止することとしました。

経過措置額の廃止の方法

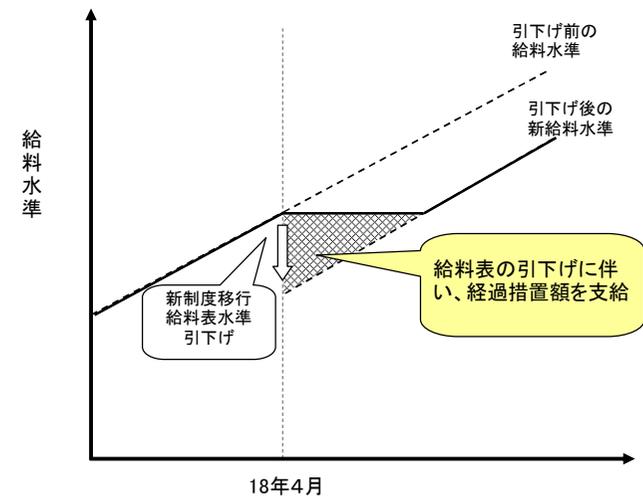
- ・平成24年度：経過措置額として支給されている給料の半額（上限は1万円）を減額して支給
- ・平成25年度：廃止（平成25年4月1日）

【参考】

給与制度の見直しに伴う経過措置

国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの改正が行われました。
島根県においても、国に準じて給料表が改定され、給料水準の引下げが段階的に行われています。

経過措置のイメージ図



県職員（行政職）のモデル給与例

職務段階	年齢	扶養者	現 行		勸 告 後		年間給与額の 差(千円)
			月額(円)	年間給与(千円)	月額(円)	年間給与(千円)	
主事・技師	25歳	なし（独身者）	188,800	2,992	185,722	2,915	△ 77
主任	30歳	配偶者	257,900	4,117	253,908	4,014	△ 103
	35歳	配偶者・子1人	306,000	4,878	301,330	4,757	△ 121
企画員	40歳	配偶者・子2人	374,200	6,030	368,524	5,878	△ 152
	45歳	配偶者・子2人	397,900	6,414	390,460	6,231	△ 183
グループリーダー	50歳	配偶者・子2人	427,900	6,893	419,561	6,690	△ 203
課長	55歳	配偶者・子2人	524,000	8,244	507,974	7,911	△ 333
部長	55歳	配偶者・子2人	674,700	11,010	654,630	10,557	△ 453

- (注) 1 給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当を基礎に算出
 2 年間給与は、給与月額12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したものの

最近の給与勧告の状況(行政職)

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は期末・勤勉手当の減額に伴い、年間給与の減少又は据置きが続いています。

	月例給	期末・勤勉手当(ボーナス)		職員(行政職)の 平均年間給与
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額(給与カット前)
平成11年	0.28%	4.95月	△0.30月	△9.4万円
平成12年	0.14%	4.75月	△0.20月	△6.7万円
平成13年	0.01%	4.70月	△0.05月	△2.0万円
平成14年	△1.90%	4.65月	△0.05月	△14.7万円
平成15年	△1.64%	4.40月	△0.25月	△13.6万円
平成16年	勧告なし(注1)	4.40月	—	—
平成17年	△0.35%	4.45月	0.05月	△0.3万円
平成18年	勧告なし(注2)	4.45月	—	—
平成19年	0.14%	4.25月	△0.20月	△6.7万円
平成20年	勧告なし	4.25月	—	—
平成21年	△0.19%	3.90月	△0.35月	△14.3万円
平成22年	△0.26%	3.85月	△0.05月	△3.5万円
平成23年 (注3)	△1.95%	3.70月	△0.15月	△17.6万円

(注1)水準改定以外に、寒冷地手当の廃止あり。

(注2)水準改定以外に、給与制度の見直しによる給料表の水準の引下げ(平均△4.8%)あり。

(注3)実施は平成24年4月1日である。